

年少労働調査資料四五集

年少者の不当雇用
— 調査報告 (近畿篇) —

労働省婦人少年局

年少者の不当雇用

—— 調査報告（近畿篇） ——

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

は し が き

昭和二十八年以來、過去四回に行われた不當雇用調査は、もつばら、児童の心身を拘束する等、悪質ないわゆる人身売買事件を中心に行われたが、今回は近畿地区六県の公立中学校における長期欠席児童で、就労しているものを全員、調査の対象とし、広く義務教育の関連から保護をはかった。その結果、これまでの調査に見られなかった、多数の工業部門に就労する長欠児童が把握され、地域の特殊事情に基因する集団的な就業等、種々の錯雑した特色が見出された。従つて、調査の遂行には数多くの困難が伴い、実質的な救済措置も思うようにいかなかつた。らみはあるが、むしろ、調査の過程における間接的な効果に意義を求めるべきであつて、さらに、結果を取りまとめた本書を一地区の報告書にとどめることなく、今後の対策に資されるならば、調査の目的は尽きるものがある。最後に、本調査に協力された各位に深甚の謝意を表し、その労をねぎらいたい。

目次

はしがき

序論

一、長期欠席児童のすう勢

二、近畿地区における長期欠席児童の概況

三、調査要領

調査結果

一、調査対象者の把握

1. 長期欠席児童数と欠席事由

2. 就業先府県と年令・学年

3. 欠席期間

二、家庭の状況

1. 保護者(親)

2. 親元の家族数と生活程度

3. 長欠の原因

三、就業経過.....三

1. 就業あつた者.....三

2. 就業の集団的傾向.....三

3. 契約期間と前借金.....三

四、雇用先の業種と規模.....七

1. 地方産業の特色.....七

2. 就業の種類.....三

3. 事業場規模.....三

五、就労の状況.....三

1. 職種と就業期間.....三

2. 労働時間.....三

(i) 始業終業時刻

(ii) 拘束および休憩時間

3. 休日.....三

4. 賃金.....三

(i) 食事支給のないもの

(ii) 食事支給のあるもの

(iii) 家計繰入れ状況

六、就学希望と児童の声……………五

1. 就学希望……………五

2. 児童の声……………五

七、雇用主および調査員の意見……………五

1. 雇用主の意見……………五

2. 調査員の所見……………五

八、むすび……………五

1. 経的要因……………六

2. 親および周囲の人々の無理解……………六

3. 雇用の常備化……………六

附 録……………三

「未解放部落について」……………三

「調査員の体験記」……………七

「調査員の所見」……………六

「調査票」……………六

附 表……………一〇

序

論

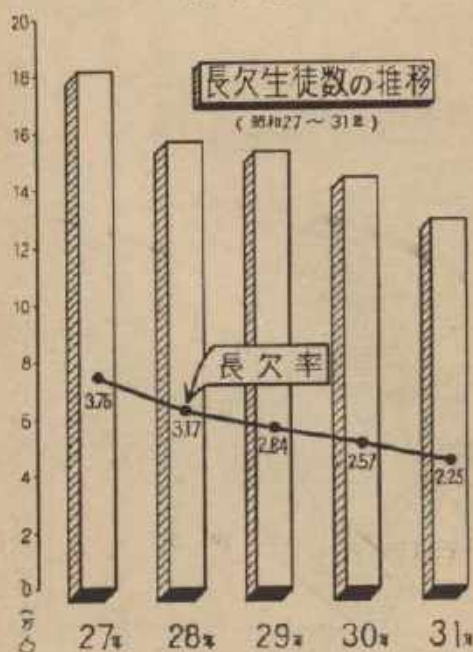
一、長期欠席児童のすう勢

教育基本法には、民主的で文化的な国家を建設する根本は教育であると述べ、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希望する人間の育成をめざす教育の普及を強調しているのであるが、しかし、現実には教育の場の内外にわたつて、民主教育の効果的な実践をばばむさまざまな力が根強く働きかけ、憲法や教育基本法に保障された子どもの権利と幸福が傷つけられ、基本的人権すらゆがめられがちであることも少なくない。

戦後、新しい義務教育制度が発足して十有余年、その普及発達は著しく、世界に誇るべきものであるといわれている今日、種々の事情から義務教育の途上において学業の中止を余儀なくされ、または長期にわたつて欠席しなければならぬ環境におかれている、いわゆる長期欠席児童（生徒）の相当数みられることは由々しきことである。

現在、全国中学校児童の中で年間五〇日以上連続または断続して欠席している児童は十三万

（第 1 図）



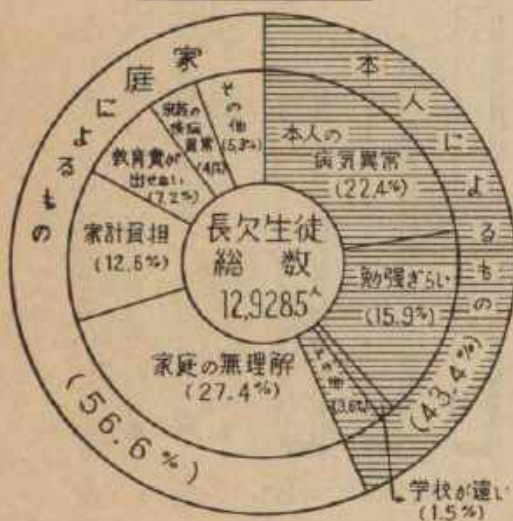
人みられ、在籍児童総数に対する割合は二、二五％である（附第一表）過去五年間における欠席率の推移を文部省統計によつてみると第一図のようになっている。（附第二表）

昭和二十七年においては十八万人ほどあつた長期欠席児童生徒数も年々減少し、昭和三十一年には十二万九千人になつた。しかし、このような児童生徒は、現在の複雑な社会現象と深い関連をもつものであり、問題解決の道は容易なものではない。過去相当の年月と、努力を経過して、なおこのように多くの長期欠席児童生徒のみられる今日、これら恵まれぬ児童生徒の救済は義務教育制度のたてまえから極めて重要かつ、緊急の問題であり、国としては積極的に可及的対策を講ずる必要がある。

ところで、長期欠席に至つた原因についてみると第二図に示されるとおりである。このグラフに示された長期欠席の事由は単一に存在するのではなくいくつかの理由がからみあつて存するのである。

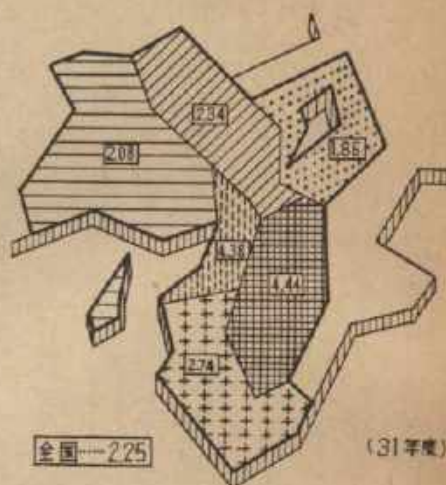
家庭の無理解、家計負担、教育費が出せない等の家庭に起因しているものが過半数を占め、高学年になるに従つて、多くなつており、それだけに複雑な事情を物語つてゐる。（附第三表）二十七年度以降の傾向をみるに本

（第 2 図）
長期欠席の事由

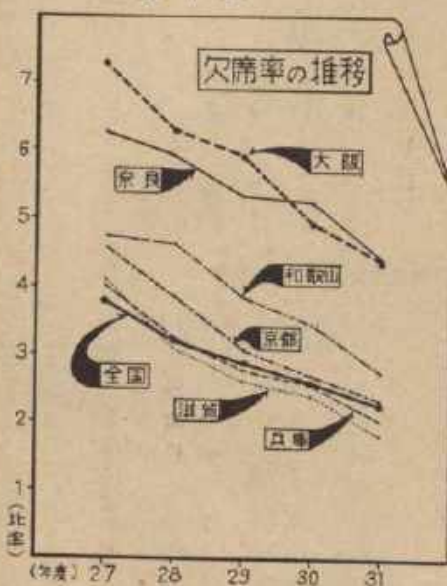


(第 3 図)

長期欠席率 (中学校)



(第 4 図)



人の疾病異常の占める割合は毎年増加し、また、教育費が出せない家計の全部または一部を負担しなければならぬ等の経済的事由の占める割合が三〇年度は高まつている。一方、家庭の無理解、勉強ぎらいの傾向は減少している状況である(附第四表)

二、近畿地区における長期欠席児童の概況

大阪、奈良といえは、全国でも長期欠席児童の比率が最も高い地方で、第三図にもみられるように、滋賀、兵庫の二県を除いてはいずれも全国平均の二・二五％を上廻っている。三一年度における奈良県の長期欠席児童数(中学校)は二、〇四三名で欠席率四・四四、全国では青森県に次ぐ高率を示し、次いで大阪府の欠席児童数一一、五八一名、欠席率四・三八が第三位であ

る。和歌山県の欠席率は二・七四、京都府が二・三四で全国平均のそれより高く、兵庫県の二・〇八、滋賀県一・八六は低くなっている。(附第二表)

欠席率は第四図にみられるように年々低下し好ましい傾向を示しているが、完全就学を期するまでには前途遠慮の感がある。

欠席理由のおもなものについて府県別にみると第一表のとおりである。疾病異常による欠席者については各府県とも全国平均の〇・五〇にほぼ同じく、京都、大阪はやや高く、滋賀、兵庫は低くなっている。次に家庭の無理解による欠席者についてみると、大阪、奈良は特に高い。その他の府県はいずれも全国平均の〇・六二より下廻っている。第三に経済的理由(教育費が出せない者および家計の全部または一部を負担させなければならない者をいう。)による欠席者についてみれば奈良、大阪が著しく高率で和歌山も全国平均より高くなっており、今回実態調査結果にもみられるようにこの地方の特殊な事情をうかがうことができる。

第 1 表 欠席理由からみた欠席率

欠席理由		疾病異常	家庭の無理解	経済的理由
府 県				
全 国		0.50	0.62	0.44
滋 賀	賀 都	0.39	0.58	0.32
京 都	都 府	0.64	0.57	0.43
大 阪	府 県	0.63	1.11	1.31
兵 庫	県 市	0.41	0.53	0.44
奈 良	県 市	0.52	1.08	1.60
和 歌 山	県 市	0.51	0.54	0.86

三、調 査 要 領

昭和二十七年二月次官会議において「いわゆる人身売買対策要綱」の決定がなされて以来、東北、九州、関東甲信

越、中国、四国と年少者の不当雇用に關する実態調査を年々行つてきたのであるが、今回は近畿地区六縣を対象として次の調査要領により実施した。調査方法は逐年異つてきているが、今回の調査は不当雇用の意義を拡大し、義務教育課程に在学中の児童の欠席を伴う就労についての保護に求め、特に中学校の長欠児童に多いところから当該地区の公立中学校の連続して三〇日以上の上の長期欠席児童を対象を限定した。そして学校調査から直接就業先調査に移した点も実情把握の迅速性からんで効果的方法であつた。

（一）目的

公立中学校の長期欠席児童にして労働に従事している者の実態を調査把握して、不当雇用の防止排除に資するとともに、その保護をはかる。

（二）方針

この目的達成のため、本調査は文部、労働の各省関係機関がそれぞれ分担実施し、調査の全過程を通じて発見された問題事項について所要の措置を講ずることとする。

（三）対象

1. 地域

近畿地区（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の六府県）

2. 対象

近畿地区の公立中学校の児童のうち昭和三十三年五月三十一日現在において、三〇日以上連続して欠席し、他に就業しているもの

四 方法、内容

1. 学校において、様式(1)の調査表によつて、対象児童およびその就業先を把握する(学校調査)
2. 就業先において、様式(2)の調査票によつて雇用主および本人からその就業状況、修学状況および生活状況を聴取把握する。(就業先調査)

四 時期

(学校調査)

五月 — 六月

(就業先調査)

七月 — 一〇月

六 担当区分

(学校調査)

中学校

(文部省)

(就業先調査)

婦人少年室、婦人少年室協助力員(労働省)

七 措置

この調査活動実施途上において、保護措置を必要とするものについては、関係機関は相互に連絡して、すみやかにその具体的解決をはかる。

なお、とくにいわゆる人身売買の防止排除に留意する。

八 報告書

調査結果および措置状況について報告書を作成する。

調
查
結
果

一、調査対象者の把握

1、長期欠席児童数と欠席事由

本調査において、長期欠席児童とは、公立中学校に在籍し、昭和三二年五月三十一日現在三〇日以上にわたつて連続して欠席している者をいうのである。前掲の「調査要領」により、対象把握の第一段階として様式(Ⅱ)（附録参照）の調査表を各府県教育委員会を通じて一、一二五の公立中学校に配布、一、〇七五校より報告があつた。

この調査表により把握された長期欠席生徒は九、四九二名で男が三、八二三名、女が五、六六九名、その割合は四対六となつてゐる。

これらの長期欠席児童を欠席事由別にみると第五図のとおりであるが、家業または家事に従事している者が最も多く四割を占めていることが判る。細部についてみれば奈良、和歌山が特に多く五割を上廻り、性別では男三五・五%、女四四・一%と女の方が約一割かた多い。次に病氣による者は一五%で京都二八・八%、滋賀二二・八%とやや高く、他はいずれも全国平均の二二・四%より下廻り、奈良はかなり低くなつてゐる。

第2表 調査学校数

府 県 名	調査 学 校	配布 校 数	報告のあつた 学 校 数
計		1,125	1,075
滋 賀		83	83
京 都		126	123
大 阪		254	254
兵 庫		349	312
奈 良		136	136
和 歌		177	167

雇用労働者は全体の約二二％であるが、このうち事業場へ勤務している者は一六・三％（一、五四六名）、農業手伝い、行商、職人、一般家庭の女中等の事業場外に就労している者が四・九％（四六三名）である。性別による差は殆んどみられないが、府県別に見ると事業場へ勤務している者では大阪が一番多く二〇％、ついで奈良の一六・一％である。また事業場外就労では奈良が九・四％で特に高い比率を示している。（附第5表）

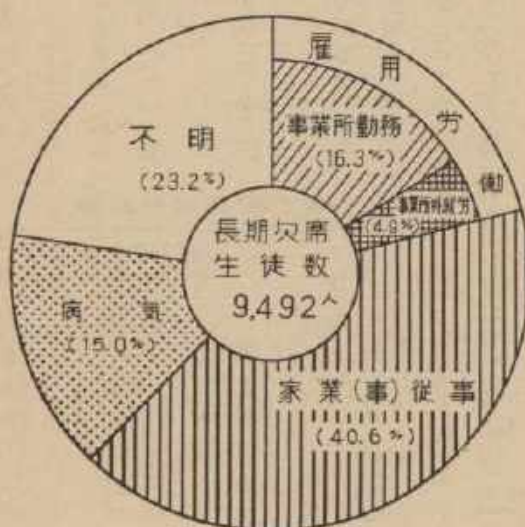
（注）本調査において「事業場外就労」とは他の個人家庭における家業または家事に使用されるものをいう。

ところで、この雇用労働の形態にある児童については不当な要素を帯びるものが多く介在しているのであつて、今回調査の対象も雇用関係のある児童に焦点をしぼり、就業先の明らかな者について調査員の訪問によつて様式(2)による就業先調査を実施したのである。

学校調査によつて把握された就業先調査予定者は一、二七二人（男四七五人、女七九七人）であつたが、調査時において既に雇用関係の消滅したものや調査不能だったものを除き完全に調査できた者は七一一名であつた。以下

（第5図）

（欠席事由）



この七一一名の児童に対する調査結果について分析を進めることにする。(附第6表)

2、就業先府県と年令、学年

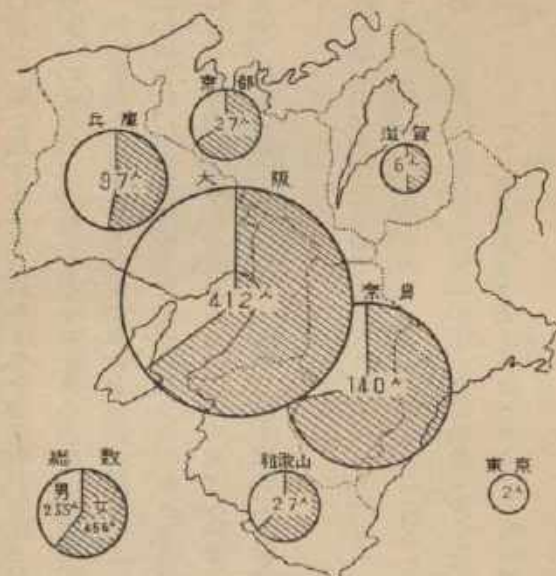
就業先調査は昭和三二年七月から始められ、婦人少年室職員、協助力および相談員がこれに当り、児童の就業先を訪れ、雇用主および児童に面接して所要事項を聴取する方法で行われた。実際調査に当たっては、この種調査の複

雑性から種々なる困難に伴い相当の期間と労力を費し、昭和三三年二月に漸く完了をみた次第である。

さて、この調査によつて実態把握のできた児童数は七一一名で男が二五五名、女が四五六名である。府県別の内訳は第6図のとおりで大阪が過半数を占めており、滋賀を除けばいずれの府県も女が多い。親元県と就業先府県とが異なるものはあまりみられないが、大阪へ滋賀から一名、兵庫から四名、京都、奈良、和歌山からそれぞれ三名来ており、京都から兵庫へ一名、大阪から奈良へ一名、兵庫から東京へ二名移動している。(附第7表)

学校教育法では満六歳に達した年の四月から満十五

(第6図) 府県別調査児童数



歳に達した日の属する学年の終りまでを義務教育年限と定めている。ところが、長期欠席児童のうちには市町村教育委員会の学令簿に氏名が記載されてあるのに、一日も学校へ行っていないような不就学児童、長欠児童があつて、満十五歳を経過してもなお中学校を卒業し得ないまま在学となつている場合が多い。

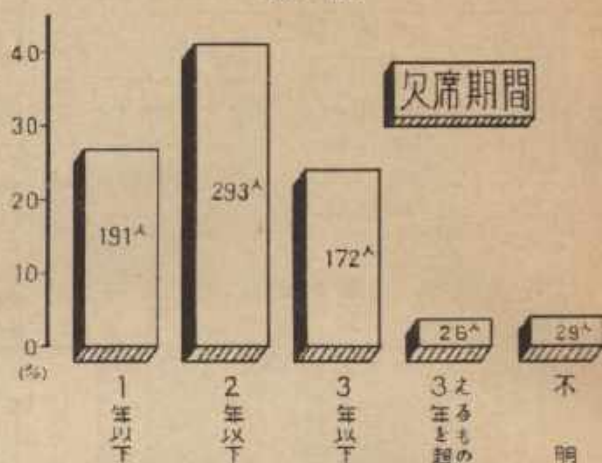
この調査は、義務教育過程にある最低年令未満（十五歳未満）児童の就労を重視するものであるが在学児童の中には以上の理由により年令超過者もいるので満十八歳未満までを対象者とした。従つて年令は調査時期現在において満十二歳から満十七歳（昭和十七年三月～昭和二十年十一月までに生れた者）までの階層のものとなるわけである。

最も多いのは満十五歳の者で二五八名（三六・三％）、次が十四歳の二五〇名（三五・二％）、十三歳一二六名（一七・七％）、十六歳五四名（七・六％）、十二歳一二名（一・七％）、十七歳二一名（一・五％）の順となつてゐる。学年別ではやはり三学年が三一九名で最も多く四四・九％を占め、二学年の二六六名（三七・四％）、一学年の二二六名（一七・七％）と低学年はと少い。（附第8表）

3、欠席期間

欠席期間については第7図によると一年と二年のものが四〇％で最も多い。三年以上のものも三〇％近くあり、特に長いものでは、小学校より継続して欠席しており、五、六年に及ぶものもみられた。欠席期間六カ月未満のものは極めて少く、大半が一年、二年と長期にわたつており形式的に学校に籍をおくだけで、實際には全く不就学といつた状態である。

(第7図)



者になつてゐるものが四九三名(六九・五%)、母が保護者であるのは一八〇名(二五・三%)、あとは祖父母、兄、叔父等で、雇用主が保護者になつてゐる者も一名あつた。(附第10表)

両親の有無について調べると、両親のある者は六〇・五%、両親または片親を欠くいわゆる欠損家庭の児童は約四〇%で二八二名の多くに上つてゐる。(第4表)

二、家庭の状況

1、保護者(親)

このような傾向は後に述べる就業期間とも結びつけて考えられることでもあるが、最初の一日、二日の欠席が一週間となり、やがて一月、二月と長くなつてくると児童は心理的にも学校環境から次第に遠去かり厳しい社会の労働環境等に同化される結果再び学校へ行くことは困難となる。また、たとえば、学校へ復帰しても相当期間の欠席は、学業を遅らせ、同輩と一緒に学んでゆくことはむづかしいことであろう。(附第9表)

第4表 両親の有無

有無の状況	実数	比率
計	711	100.0
両親あり	429	60.5
父なし	167	23.4
母なし	89	12.5
両親なし	26	3.6

第3表 保護者の続柄

続柄	計	父	母	祖父	祖母	兄	叔父	雇用主
実数	711	493	180	10	5	16	6	1
比率	100.0	69.5	25.3	1.4	0.7	2.2	0.8	0.1

(第8図) 保護者の職業



また、これら保護者の職業をみれば第8図のとおりで日雇、無職のものが相当多く、注目される。ここていう日雇とは日々契約を更新する土方、人夫等のいわゆる自由労務者、或いは臨時雑務に使用される手伝い的な雇用人等を総称しており、比較的收入の定まらない低所得者が多い。

この他、工員も一割近くみられるが、その地域の産業構成とも関連して紡織工場関係が多い。工員には織布工、紡績工をはじめ、鈎物工、製材工、機械工が含まれる。商業は一割弱でこれには屑鉄商、古物商、露天商等の行商から、物器販売店、風呂屋等の自家営業やサービス業がある。職人は七・九%であるがこれは範囲が広く、大工・左官・建具屋・瓦職人・植木職・鍛冶職・靴職工・鼻緒職人・表具師等すべてを包含している。その他の職業は一割であるが、漁業、会社員、運送業、自由業、公務員、女中、山林業等を含み、自由業には折とう郎、紙芝居、鍼灸師、あんまがあり、運送業には仲仕、馬方、運転手等がみられ、何れも、所得の低い階層であることは容易に察せられる。

第5表 親元の家族数

家族数 (本人を含む)	計	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人～
実数	711	6	18	60	77	121	196	153	78	39	23
比率	100.0	0.8	2.5	8.4	10.8	17.0	19.2	21.6	11.0	5.5	3.2

2. 親元の家族数と生活程度

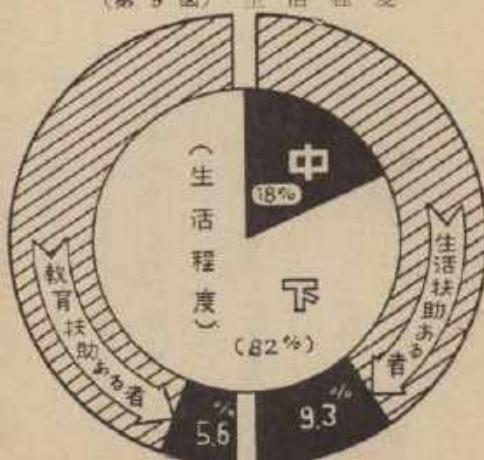
親元の家族構成は第五表に示すとおりである。

年少者を含めた家族総数は七人家族のものが最も多く二二・六％あり、ついで六人家族の一九・二％、五人家族の一七・〇％、そして一〇人以上の家族のものも三・二％で二三件あり、多家族世帯の多いことがわかる。

また、これに併せて、前述の低所得者層の多いことも言を要しないことであり、低収入、多家族は俗にいう「貧乏人の何とやら……」でその生活状況の困窮が推察できる。

このように生活程度の低い家庭が多いのに反し、生活保護法の適用世帯は少い。第9図によつてもわかるように生活扶助を受けているものは九・三％、教育扶助を受けているものは五・六％であり一割にみたない。今までの調査結果と比

(第9図) 生活程度



第6表 生活保護を受けている者の数

区 分 地 区	実 数			比 率		
	計	生活 扶助	教育 扶助	計	生活 扶助	教育 扶助
近 畿	711	67	40	100.0	9.3	5.6
中国・四国	103	6	6	100.0	5.7	5.7
関東甲信越	74	6	6	100.0	8.1	8.1
九 州	856	62	60	100.0	7.2	7.0
東 北	238	29	8	100.0	12.2	3.4

注)「計」は調査対象児童数を示す。

第7表 教育援助のある児童数

学 校 別	児童 数	長 児童 欠数	教育援助の あるもの		市町村による 費用
			実数	比率	
(大阪) 井 中	585	67	10	1.7	13
(大阪) 之 井 中	374	19	18	4.8	4
(大阪) 多 奈 川 中	503	24	9	1.8	9
(大阪) 信 達 中	227	15	2	0.9	6
(大阪) 西 信 達 中	269	15	10	3.7	
(大阪) 上 牧 中	400	37	23	5.8	

較すると第6表のとおりで生活扶助を受けているものの率はやや高く、教育扶助のそれは低くなっている。反面、生活程度の比較的中流家庭のものが一八%ほどみられ考えさせられるものがある。(附第11表)

今回調査で特に長期欠席児童の多かった中学校について教育扶助を受けているものをみると第7表に示されると

おりである。これによつてわかることは、実際に生活保護法により教育援助或は市町村費用による援助を受けているものは比較的少なく、いわゆるボーダーライン階層(保護を受けるか受けないかの境界線上にある階層)が大半を占めているのであつて、貧困家庭といつても一概に生活保護法の適用によつて片づけてしまふわけにはいかないむづかしさをはらんでいる。

3、長欠の原因

長欠児童の問題は、単なる児童個人の問題として「親の無理解」「貧困」等と簡単に決めつけられるものではな

く、社会の底に根強く横たわる根本的原因を究明し、積極的な対策を施さなければ容易に解決できるものではない。しかるにこれにまつわる諸原因は複雑で且つ広範にわたるものであり、個々のケースによつて違つたり、いくつかの要因が重なり合つて介在しているためその把握はなかなか困難を極める、既に各般の調査によつてその原因については調べられているが、今回一定、数項の要因に要約して究明してみることにした。

保護者の職業や親元の家庭状況によつても知ることができるよう、最も多いそして大きな原因は「貧困」等の経済的理由によるもので、第10図にみられるごとく五八・二

%占められている。これらのものの中には親の無理解等によ

つて欠席させられているもの、および家の経済事情を認識し

て自ら学業を中止し、家計補助の一端を担うべく進んで就業

しているものがあるわけである。その日の生活にも困るよう

な経済事情であつてみれば、たとえばわずかの教育費でも支出

することは困難である。通学するとなれば学用品のことから

衣服、履物等に至るまで相当の負担がかかるわけで、まし

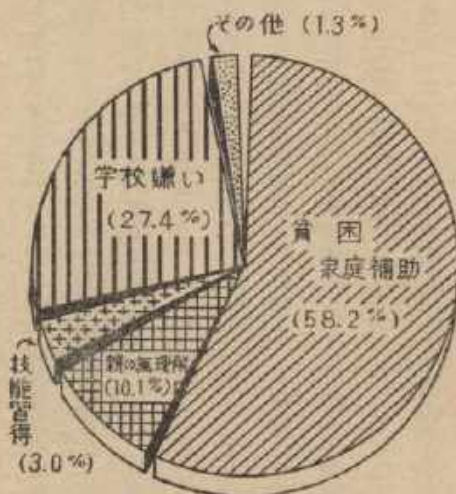
て、労働力として成長した児童をみては家計の補助として収

入の道を聞かせようと就業させるのも無理からぬことであろ

う。後に述べる賃金の家計繰入状況で九割近くのものが全部

若しくは一部を繰入れているのを見ても明らかなように児童の家計補助に果している役割は非常に大きい。

(第10図) 長欠の原因



第8表 両親の学歴(中学校長欠生徒)

学 歴	計	小学校		中学校		高等学校		それ以上の学校卒業	
		不 就 学	中 退	卒 業	中 退	卒 業	中 退	卒 業	卒 業
計	1,308	42	79	865	46	192	23	50	11
男	595	11	28	391	22	88	17	31	7
女	713	31	51	474	24	104	6	19	4
比率	100.0	3.2	6.0	66.3	3.5	14.7	1.8	3.8	0.8

注) 堺市教育委員会学校教育課調査結果による
(昭和31年11月)

「親の無理解」によるものは一〇・一％であるが、これは前述の「貧困」と関連しており、単にこの理由のみに
ついて決めつけられないが、この中には親の教育程度も大きく影響していると考えられる。大阪府堺市における阿
親の学歴状況調査(第8表)では約八割の親が高等小学校
卒業以下の学歴であり、そのうち一割近くの小学校すら卒
業していない親があることは教育に対する関心、否、児童
の養育についてすらなおざりになりがちで憂慮すべきこと
であろう。なお両親の教育程度が低いことによつて愛情の
欠除、不健全、家庭の不和等がもし出され児童に対して
は直接、間接に影響を及ぼし学校嫌いや不良化等の結果を
招いていることは否めない。

長欠の理由が「学校嫌い」に起因しているものは二七・
四％である。学校嫌いに至つた原因についてみれば、本人
の疾病異常、知能の低いこと、或は友人にいじめられる、
学校が遠い等の肉体的、心理的なものや、学用品がないとか、衣服がない、腹物が無い等の経済的なものが考えら
れる。ともあれ、十四、五歳ともなれば児童も自我意識に目覚める年令期でもあり、精神的動揺に伴いがちである
ので思わぬところに学業忌避の原因が存在している。この点からいっても最も健全な指導を必要とされる時で、そ
れぞれの児童に即応した保護措置がなされなければならない。

第9表 労働形態及び欠席理由別欠席率（28年度）

労働形態 \ 欠席理由	勉強がらい		家庭の理解		教育費が出せない		家計の全部又は一部を負担		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
事業場勤務	20.1	11.1	23.6	29.0	9.5	11.5	37.8	39.4	9.0	9.0
家業（事）の手伝	20.2	10.5	38.8	41.8	6.0	8.2	16.3	12.7	18.7	26.8
その他	48.0	26.4	23.1	30.2	5.2	8.3	7.4	10.6	16.3	24.6

註）1）「その他」は表示した理由以外の理由をまとめたものである。

2）資料は「青少年白書」32年版による。

「技能習得」のために欠席しているものは、わずかではあるが三割ほどみられる。学問より先ず技術と、いわゆる徒弟奉公の段階に入るのである。主に大工、左官等の職人に多いが、鉄工場や紡績工場の工員等にもみられる。しかし、技能習得といつても本人から希望してこれらの過程へ飛び込んだものは殆んどなく、親戚は保護者等の勧奨によるものが多い。（附第12表）

労働形態別に欠席理由をみると、事業場勤務の場合は、理由が本人による場合よりも家庭による場合の方が欠席率が高く、特に経済的理由である教育費が出せないものや、家計の全部又は一部を負担しなければならぬ場合が非常に高くなつており、家事の手伝いの場合はむしろ家庭の無理解の場合が多くなつてゐる。（第9表）

以上、長期欠席児童が就業するに至つた原因の大まかな項目についてみたのであるが、最初にも述べたように、このような原因は単独にあるのではなく、いくつかからみ合つて複雑な形態を示しているのである。長期欠席のまま就労している児童数が一年より二年に多く、そして更に三年と、高学年になるに従つて激増している現状をみれば、長欠と就労とは不可分の関係があり、満十五歳未満の児

童は労働者として使用してはならないことを原則としている労働基準法の年少労働保護の趣旨も無視されがちである。

三、就業経過

1、就業あつ旋者

児童の就業に際して、あつ旋者が介在したと認められる数は八〇名前後で詳細な把握は困難であつた。実際には、保護者が何らかの形で介入している状況がみられる。

保護者が就業している職場へ児童を連れて行つて雇用主に雇用を依頼するとか、或は雇用人を通じて行われる場合が割合に多い。中には友人に誘われて長欠児童同志で就業している場合もみられた。

保護者とか友人等のあつ旋者を除くとその他は近所の知人が多い。その職業は工員、会社員、農業、行商人、屑屋、紙芝居、主婦、内職と各般にわたつており数値的傾向把握は得難い。就業あつ旋者の完全把握は、長欠児童の就業阻止にかかる具体的対策の手がかりとなるものであるが現実の問題としては最も困難な事項で、調査に当つては回答拒否等もあり次の前借金とも関連して詳細な結果をもちたし得なかつたのは残念である。

2、就業の集团的傾向

前項において触れた如く、児童同志が誘い合わせて就業している場合は、限られた地域に多く、集团的就労傾向

がうかがわれる。「友だちが働いているので自分も学校へ行くのが嫌だ」とか、「学校へ行く友だちがいらないから」という理由で通学せず、その友だちの働いている工場へ働きに行くのである。これは単に言葉の上に現われた一時的な感情からではなく、その根底には、特殊な歴史的・地域的に由来する劣等観念が存在しているものと思われる。「自分たちは学校へ行つても面白くない」といつて学校へ行かない子に親も同情し、家計の補助のためには望むところと働くことを勧めている。雇用主側でも「遊ばせておくより働くことは良いことだ」という誤った考え方から好意的に雇用しているように思われる。附録の「調査員の所見」にみられるように大阪や奈良にはこのような傾向が強い。これは特殊な社会環境から芽生えた慣行であり今回調査で初めて把握された特色の一つである。

3、契約期間と前借金

今回調査で契約期間の定めのあるものはわずか四件で、その内容は、第10表のとおりであり、一年を超えるものが一件でそれも悪質なものではない。

第10表 契約期間

性別	府県別	契約期間	業種	備考
男	大阪府	四年	魚小売業	家出少年で警察に保護され身元引受人として四年間の約束で預つている。
女	京都府	一年	紡織業(金糸)	
女	和歌山	一年	皮革業	

前項の契約期間の定と前借金は児童の自由を最も拘束する要件であるが、前借金関係の存在は直ちにいわゆる人

身売買のケースにつながるが多い。

前借金を受取つたとみられる十二名の児童についてみると第11表のとおりである。

第11表 前 借 金

性別	業 種	府 県	金 額	受けた時期	受取人	目 的	返済方法
男	鼻緒製造業	奈良	二五,000円	就業前	保護者	生活費	貸金を渡してそれから返済
女	自転車修理販売業	兵庫	三,000	就業前	保護者	冠婚葬祭費	そのまゝにしてある
女	織物業(金糸)	京都	五,000	就業後	保護者	生活費	貸金と相殺
女	手袋製造業	奈良	四,000	就業後	保護者	生活費	不明
女	波服製造業	奈良	二五,000	就業後	保護者	生活費	貸金を渡してそれから返済
女	鼻緒製造業	奈良	三,500	就業前	保護者	生活費	貸金と相殺
女	履物製造業	兵庫	三,000	就業前	保護者	生活費	貸金と相殺
女	食料品販売業	兵庫	七,000	就業前	保護者	生活費	不明
女	薪炭販売業	兵庫	七,000	就業後	保護者	生活費	不明
女	自転車タイヤ修理業	大阪	一〇,000	就業前	保護者	医療費	貸金と相殺
女	料理飲食店	大阪	一〇,000	就業前	保護者	医療費	貸金と相殺

これによると、児童は女に多く受取人は全部保護者であつて生活費に使用されている場合が多いといえる。返済方法については貸金と相殺するというのが六名、一旦貸金を渡してそれから差引くというのが三名、不明二名、そのままに放置されているのが一名となつてゐる。このような前借金は、名目の如何を問わず、児童の身体を拘束することを意図するものであり、不当な要素を持つことに変わりはないが、労働契約の内容について確たるものがない

ので直ちにそれを労働基準法違反に結び付ける訳にはいかないであらう。

四、雇用先の業種と規模

1、地方産業の特色

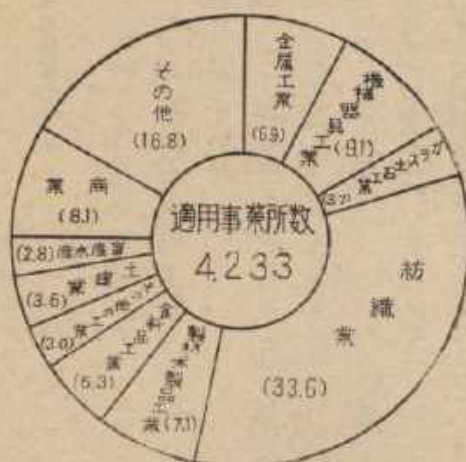
前年までの調査では農業、商業及びサービス業等の非工業部門に就業するものが多かったのであるが、今回の調査では八割までが製造工業部門で占められ、その業種も地方の特殊産業と結び付いて、第11図の分布図にみられるような特色を呈している。

ここでもちよつと近畿地方の産業構造に目を向けてみよう。

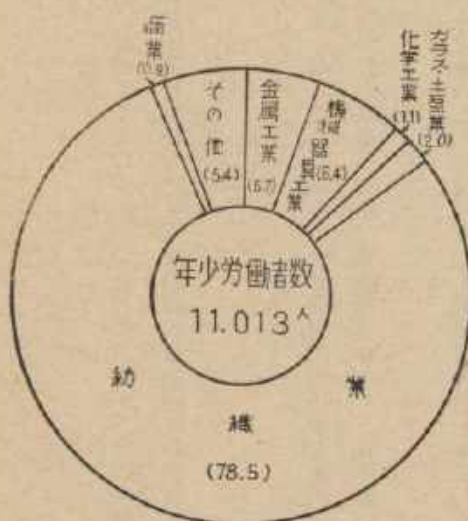
本邦随一を誇る商工業都市大阪の泉南地方は、特に繊維工業が盛んなところである。今回調査で約半数を占める繊維工業に働く児童の殆んどはこの地方に就業しており、その内容も織布、紡績、毛織物、タオル、特殊紡績（絹織物紡績）等と多岐にわたっている。

いま、岸和田労働基準監督署の資料によつてこの地方の産業構成を眺めると第12図の如く紡織業が最も多く、全産業の三分の一を占め、労働者数も六割がこれで占めている。また、満十八歳未満の年少労働者についても約八割を紡織業で占めており第13図のように圧倒的に多い。繊維産業の内容については第14図の示す通りである。これらの工場は相当規模も大きく労働者数一〇〇人以上の大工場も八〇ほど存在する。

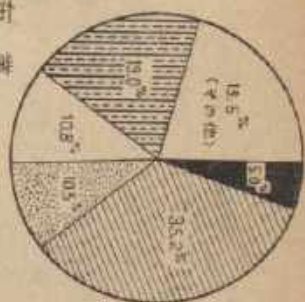
(第12図) 産業別適用事業所数
(岸和田労働基準監督署)



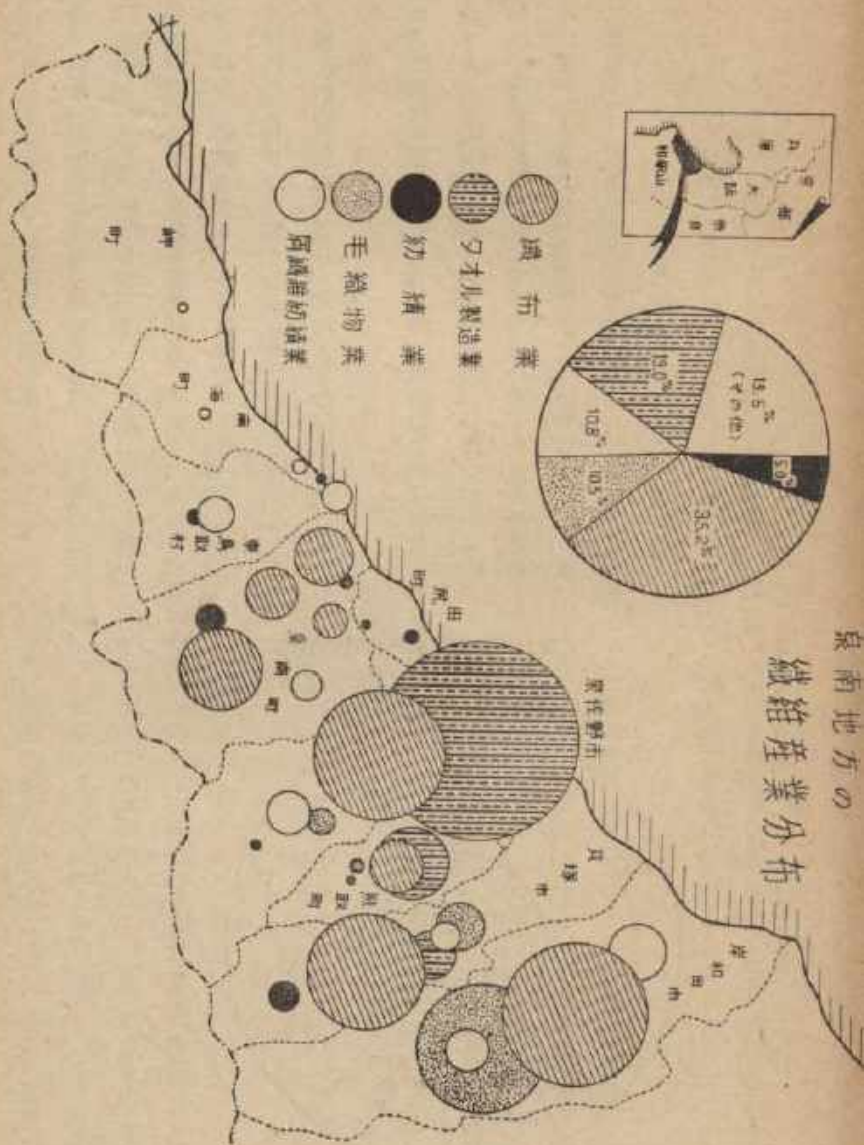
(第13図) 産業別年少労働者数
(岸和田労働基準監督署)



泉南地方の 繊維産業分布



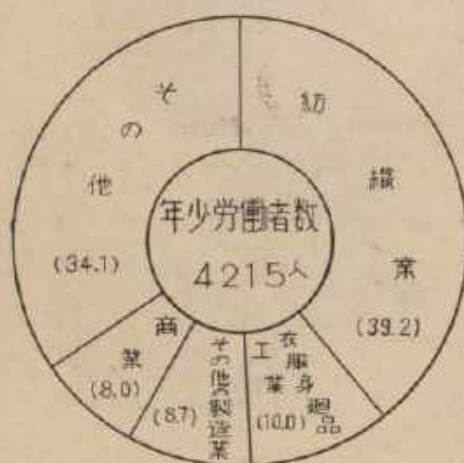
- 織布業 (Weaving Industry)
- タオル製造業 (Towel Manufacturing Industry)
- 初精業 (Primary Refining Industry)
- 毛織物業 (Woolen Goods Industry)
- 絹織物業 (Silk Weaving Industry)



次に、長欠率の最も高い奈良県に眼を移してみると、ここにも地方産業の特色を見出すことができる。奈良盆地の南端、葛城山麓地方は糧物の産地で名高い。わずかな狭いところに非常にたくさん的人口が密集しており、家内産業が発達し、特に、草履、スリッパの生産が多く、全国生産高の大半をこの地方で占めている。またずつと北へ行つて生駒山の麓では鼻緒の生産が盛んであり、ここでは全国各地で消費される鼻緒の生産を一手に引受けている。草履、スリッパ、鼻緒等の生産は殆んど家内工業で行われており、一家ぐるみ生産に従事しているものが多く、特に長欠児童の就業は、実に大きな役割を果たしているのである。

奈良、葛城山労働基準監督署管内における年少労働者（満十五歳と十八歳未満のもの）の就業各種の分布についてみれば第15図の通り紡織業が最も多く、次いで、衣服・身廻品工業、その他の製造業（注）、商業がこれに続いている。他の産業に比較して、衣服・身廻品工業の多いのは、前記鼻緒製造業や、ハンカチ・荷締め等の製造業に従事するものが多いためであり、その他の製造業では、草履・スリッパ・皮革製品等の製造業従事者が殆んどを占めている。

（第15図）産業別年少労働者数
（奈良、葛城山労働基準監督署）



（注）「その他の製造業」とは、金属工業、機械器具工業、化学工業、ガラス及び土石工業、紡織業、衣服及び身廻品工業、製材及び木製品工業、食品工業、印刷及び製本業、ガス電気及び水道業を除くその他の製造業種である。

この他、奈良市における牧張製造業、奈良県以外では京都における金糸業、兵庫のマッチ製造業等の家内工業的企業に年少者の需要が強い。なお奈良県における産業の特殊性については附録を参照されたい。

2、就業々種

既に述べた如く、近畿地方の産業構造と、年少労働者が就業している業種とを併わせ考えればそこに長欠児童が容易に就労できるような産業基盤と、このような児童の労働力を要求する労働市場が成立していたものと思料される。

就業先における業務についてみると第12表のとおりである。児童の八割以上が製造工業部門で占められ、非工業部門に就業している者は一八・五%にすぎない。これは、今までにみられなかつた大きな特色を示すもので、工業部門における満十五歳未満の児童生徒の就業を全面的に否定する労働基準法にてらし、とくと考えさせられるものがある。

繊維工業には、三六・八%のものが就業し

第12表 業種別児童数

業 種	児童	男	女	比率
	人	人	人	
計	711	255	456	100.0
農・漁	8	5	3	1.1
林・設	8	6	2	1.1
食料品製造業	18	13	5	2.5
繊維工業	261	39	222	36.8
衣服その他身廻品製造業	77	10	67	10.8
木材・家具及び装備品製造業	17	6	11	2.4
紙加工品製造業	10	5	5	1.4
ゴム製品製造業	8	—	8	1.1
皮革製品製造業	31	22	9	4.4
服飾物製品製造業	37	9	28	5.2
窯業・土石製品製造業	22	14	8	3.1
鉄工業製品製造業	14	11	3	2.0
金属製品製造業	17	13	4	2.4
機械製造業	16	14	2	2.2
その他製造業	51	25	26	7.2
卸売・小売	60	44	16	8.4
飲食	19	2	17	2.7
その他	37	17	20	5.2

ている。特に、女子においては半数がこの業種である。次いで多いのが衣服その他身細品製造業（糸緒製造業を含む）で、一〇・八％である。製造工業部門ではこの他、履物製造業、皮革製品製造業が多い。その他の製造業とは、マツチ製造、模造真珠製造、ボタン製造、紙製造……等の各業種を包含している。（附第13表・附第14表）

（注）「日本標準産業分類」によると、履物製造業はその材料により、ゴムによるものはゴム製品製造業に、皮革によるものは皮革製品製造業に、ビニール等化学製材料によるものはその他の製造業に分類されているが、本調査では、材料について明確に把握できなかったので一括して履物製造業とした。しかし、その製品についてはビニール製のものが多い。

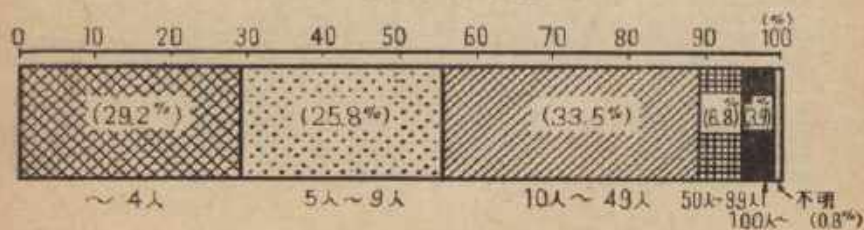
製造工業部門以外では卸・小売業（商店）に働くものが多く八・四％みられ、その他は料理飲食店が一・七％、農・漁業が一・一％と極めて少い。

3、事業場規模

事業場規模別に児童の割合をみると第16図のようになる。比率の高い方から、一〇人～四九人（二三・五％）、五人未満（二九・二％）、五人～九人（二五・八％）の順となっており、業種別にみると、繊維工業、鉄鋼業、機械製造業等が比較的規模が大きく、衣服その他身細品製造業、皮革製品製造業、履物製造業、食料品小売業等は小さい。（附第13表）

繊維工業についてみると一〇人～四九人の規模の事業場に働く児童が圧倒的に多い。

（第16図）事業場規模別の児童比率



また、五〇人以上、或は一〇〇人以上の大工場にも働いている児童がみられ、後に述べる労働条件、賃金等とも関連して一般年少労働者並の傾向を看取することができ
る。(第17図)

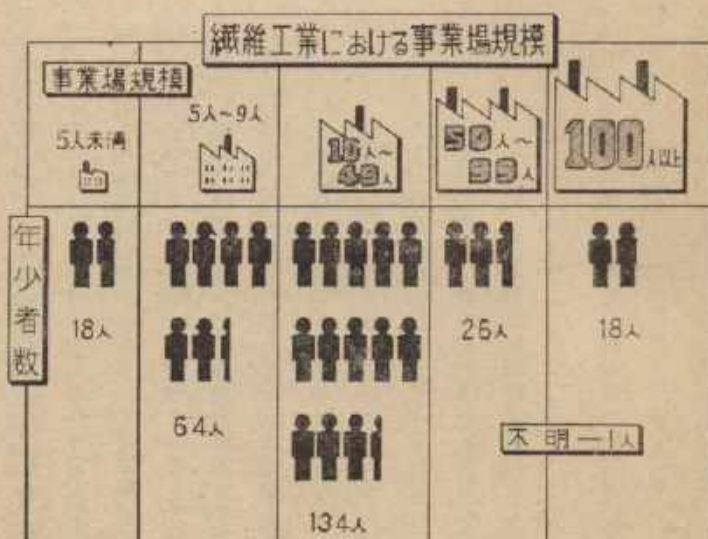
(注) 第17回の年少者数は長欠児童数を示す

五、就労の状況

1、職種と就業期間

小学校の長欠児童は、疾病異常等、その原因が本人によるものが多く、就労しているものはわずかで、主に家事に従事している程度であつた。それが、中学校になると、貧困、親の無理解等家庭事情に起因するものが然多くなってくる。そして、高学年になるにつれ、上昇している。「家が貧乏で、学校を休んでも、小学生の間はブラブラ遊んでいるが、中学生になればみんな働きにゆ

(第 17 図)



く」のである。また、中には「中学生では使ってくれないので年令を偽つて就業している」ものが見られる。

今までの調査では、店員・女中・子守等の職種が多かつたのであるが、今回は、工員が過半数を占め、女中、家事手伝、子守等は少なかつた。(第13表)

第13表 児童の職種

職 種	実 数			比 率		
	計	男	女	計	男	女
計	711	255	456	100.0	100.0	100.0
工 員	491	148	343	69.1	58.1	75.3
店 員	16	8	8	2.3	3.1	1.7
兼 用	116	65	51	16.3	25.4	11.2
配 達	34	24	10	4.8	9.4	2.2
家事手伝	7	5	2	1.0	2.0	0.4
女中	28	—	28	3.9	—	6.1
子守	10	—	10	1.4	—	2.2
その他	9	5	4	1.2	2.0	0.9

第14表 就業期間

就業期間	計	～3月	～6月	～1年	～1年6月	～2年	～2年6月	～3年	3月超えるもの	不明
実数	711	45	93	238	113	109	32	58	6	17
比率	100.0	6.3	13.1	33.5	15.9	15.3	4.5	8.2	0.8	2.4

欠席期間が長かつたように就業期間についてみても長期にわたつてゐるものが多い。細部については第14表のとおりである。六カ月～一年のものが最も多く三・五％で一年以上のものは四五％、その中で三年を超えるものが六名あつた。なお、転職の傾向はあまりみられない。業務内容や、就業期間等から考察すると長欠児童の就業は比較的常備化しているものが多い。

産業別の具体的な職種内容と就業期間

については附第14表のとおりであるが、以下、その特色を述べてみよう。

- (1) 養 業——職種内容は家事手伝と子守であるが、就業期間は何れも六カ月～一年である。
- (2) 漁 業——手伝となつてゐるが雇用が多い。就業期間は様々で三年を超える長期間のものが一名いる。

(3) 建設業——女子は女中であるが、男子は事務員・雑用等で大工・左官見習が三名、就業期間は六カ月・二年の範囲である。

(4) 食料品製造業——見習工が最も多く、その内容は菓子製造工、めん類製造工、ふ製造工等の見習工であり、この外男子は店員・配達・雑用、女子は女中・雑用となつてゐる。

就業期間は六カ月・一年のものが多く、一年半・二年のものも四名みられる。

(5) 紡績業——最も多いのがリング工（女）で、以下管巻工（女）、糸紡ぎ工（女）、混綿工（男）、カード工（男）の順になつており、比率は少いが、反毛工（男・女）、総繰工（女）、糸繰工（女）、粗紡工（女）、ミニール工（女）、ワインダー工（女）もいる。

（を含む）

就業期間はリング工・カード工・混綿工が長く（一年以上）、リング工の中には三年を超えるものが一名みられた。（注）

(6) 織布業——この業種では管巻工（女）が最も多く、次いで織布工（女）、リング工（女）、総繰工（女）、経通工（女）、カード工（男）、紋羽工（男）、機械修理工（男）がいる。又雑用も男女

にそれぞれみられ、女中、子守等も一名あてみられる。

就業期間については前項同様一年を超えるものが大半を占めており、一年半・三年のものもかなりいる。

(7) メリヤス製品製造業——この業種には手袋・くつ下の製造業が多く含まれている。職種内容は補助工がほとんど

で雑用、女中もみられる。補助工の中には就業期間が二年近くになるものが多く、六割が

一年を超えている。

- (8) 染色整理業——染色製品はタオルが主である。職種は補助工と雑用で就業期間が二年を超えるものが補助工に二名いる。

- (9) 網網製造業——主にワイヤロープ製造業で職種は補助工と雑用で就業期間は一年未満である。

- (10) その他の繊維工業——製網業、じゆうたん・どん通製造業、ガーゼ製造業を含み、職種は補助工、見習工で占められる。就業期間は六カ月〜一年のものが最も多く、また、三年を超えるものも一名みられた。

- (11) 衣服縫製業——被服仕立業を主とし、職種は補助工（ミシン縫製工）及びアイロン掛が多く他は雑用、女中で、男子の就業はみられない。就業期間が長いものは二年半になつてゐる。

- (12) 帽子製造業——補助工が一名で業務内容はアイロン掛である。就業期間は六カ月。

- (13) 繊維製身製品製造業——この業種には帯め製造業、ハンカチーフ製造業があり、帯め製造業では職工、ハンカチーフ製造業では縫縫いのミシン縫製工となつてゐる。就業期間は一年前後である。

- (14) 鼻緒製造業——雑用のもの二名を除いて他はミシン掛、返し、芯通し等の補助工として働いてゐる。就業期間は六カ月未満のものはなく、割合に長期にわたるものが多い。三年を超えるものも一名みられる。

- (15) タオル製造業——その業務の内容は織布業と殆んど変わらない。職種は管巻工が最も多く、次いで織布工、繰繰工等の工具、その他、雑用、女中となつており全部女子である。就業期間は二年のもの

が最も多く、三年になるものも一名あつた。

- ⑩ その他の纖維製品製造業——紋張製造業を主とするが、麻袋製造業も含まれる。職種は縫製工だけで紋張製造業では標の縫製を、麻袋製造業では袋の縫合せを行つてゐる。就業期間は六カ月のものが多い。

- ⑪ 製材・木工業——職種は補助工と雑用で、就業期間は二年のもの二名を除いては何れも一年未満である。

- ⑫ 家具及び装備品製造業——この業種には、家具類製造業の他にすだれ製造業が入る。補助工、雑用、配達がその職種で補助工とは、木工補助、仕上塗装補助等である。就業期間は一年のもの四名、六カ月二名、二年一名である。

- ⑬ 紙製容器製造業——ボール箱製造業で補助工は折りや包装を主業務とする。雑用は女子一名で、就業期間は一年～一年半となつてゐる。

- ⑭ 印刷業——印刷工一名で就業期間は一年。

- ⑮ 化学工業——雑用のみで就業期間は一年未満である。

- ⑯ ゴム製品製造業——スポンジ草履・運動靴等主にゴム製の材料による履物製造業が多い。製造補助工と雑用で就業期間は何れも一年以上となつてゐる。

- ⑰ 皮革製品製造業——皮革製運動用具及び皮製手袋、鞆等の製造業を含み、殆んどが補助工で雑用も男子に三名ほどみられる。就業期間は一年のものが多く長いものでは二年になる。

- ⑱ 皮靴製造業——男子は補助工と雑用で女子は雑用、女中、子守となつてゐる。就業期間は全般的に長く、

三年のものも二名みられる。

(25) 履物製造業

先に述べた如く、履物の材料が不明であるので詳かにし得ないが、主にビニール製品が多い。サンダル・スリッパ・草履等の製造業である。大部分が補助工で、女子には雑用、子守等もみられる。補助工の業務内容は、底型の打抜き、糊付けを主とする。就業期間は長くなつており、一年以下が一八名、一年と二年が八名、二年と三年が六名である。

(26) 硝子製品製造業

この業種は硝子瓶製造業が主で、補助工、雑用、配達の職種を含む。硝子製品は高熱を必要とされるので火傷による災害がみられる。就業期間は一年以上で、中には三年を超えるものもみられる。

(27) 瓦製造業

セメント瓦製造業で補助工一名、雑用一名何れも男子で、就業期間は一年半と一年半である。

(28) 石綿製品製造業

製品の内容は明確にできないが石綿布及び糸の製造である。職種は見習工と雑用で就業期間は六カ月二名、一年と二年が三名となつてゐる。

(29) 鉄鋼業

製鉄はなく、主に、製鋼・圧延業が多い。その他、鋳物・メッキ鋼材製造業を含む。職種は、補助・見習工及び、メッキ工、雑用となつており、雑用以外はすべて男子である。就業期間は一年前後のものが多く、長いものは三年或はそれ以上となつてゐる。

(30) 金属製品製造業

この業種には、やすり、のこぎり、刃物等の工具、ブリキかん、くぎ、ねじ類、綱製スプリング等の製造業を含んでいる。職種は、補助・見習工と雑用で女子は雑用に多く、就業

期間は六ヵ月と二年である。

(31) 機械製造業——ミシン部品製造業、ポンプ装置製造業、そろばん製造業等があり職種は補助・見習工と雑

用。就業期間は一年が最も多く、長いものは二年となっている。

(32) 電気機械器具製造業——電気スタンド・ラジオ等家庭用電気器具製造業で見習工・雑用となっている。就業期

間は二年以下である。

(33) 輸送用機械器具製造業——主に自動車部品製造業で見習工一名、他の五名は雑用である。就業期間は六ヵ月以

上で比較的長い。

(34) レンズ製造業——レンズ磨き工二名で就業期間は二年と三年である。

(35) 模造真珠製造業——模造真珠の原核を製造しており硝子製品製造業に含まれるものもある。業務内容は機別及

び貝切り工で雑用も男女一名みられる。就業期間は六ヵ月と二年半。

(36) マツチ製造業——包装補助が殆んどで見習工も一名みられるが業務内容は大差なくマツチの箱づめやレンテ

ル貼り、包装等をやっている。就業期間は六ヵ月と二年で見習工の女子は三年である。

(37) 装身具関連品製造業——チャック・ボタン・ピン・ミシン針等の製造業を含み、補助、見習工が多く、雑用は

男子の一名にすぎない。就業期間は一年前後で三年になるものが一名いる。

(38) その他の製造業——この業種には以上述べた分類に入らないものを包含する。今面調査ではござ・ほうき・ブ

ラン・コルク製品等の製造業がある。職種には製造工・補助工・見習工と分れているが業務内容は類似しており補助的な仕事が多い。この他女中が二名で、就業期間は一年半のもの

のが多く、長いものは二年半になる。

99 卸 売 業——店員と雑用に男女各一名で就業期間は一年半と一年である。

90 厨 師 卸 売 業——廚・應品等を買集める商売で提携等も行い主に雑用に使用されている。就業期間は一年以下。

41 食料品小売業——この業種の販売内容は多岐にわたっており、野菜・乾物・魚・食肉・菓子・酒・水・調味料等がその主なものである。職種には、店員・配達・コック・見習、女中・子守等があり、就業期間は比較的長い。一年のものが多く頂点となり長いものでは三年に及んでいる。

42 新聞販売業——全部配達で使用許可のあるもの一名、今回調査ではこれが唯一名であつた。業態からして朝夕の新聞配達のみであるから就学には影響がないわけであるが長期欠席となつている。就業期間が長いものは三年になる。

43 その他の小売業——この中には衣類・化粧品・雑貨等の小売業が多い。配達する者が最も多く次いで雑用・店員・女中・子守となつている。就業期間は六ヵ月～二年で三年になるものが一名みられる。

44 料理飲食店——この業種は年少者が最も就職し易いので前回までの不当雇用調査においてはかなりの数を見た。今回も児童数は多いが、全体からみた比率は極めて少い。業務内容は、出前配達が多く、女中、雑用、子守、女給と続いている。就業期間は六ヵ月～二年の間に分布しており三年に及ぶものも一名みられた。

45 金 融 業——信用組合の小さな事業場でその事務所のある家へ雇用されており女中をしている。就業期

間は六ヵ月。

(40) 道路貨物運送業——小荷物運送及び、自動車会社であるが何れも雑用に使用されている。就業期間は一年で三

年のもの一名。

(41) 水運業——小さな船での営業、この水夫見習の児童以外は雇用者がいない。就業期間は六ヵ月。

(42) 旅館業——子守一名、就業期間は一年。

(43) 対個人サービス業——クリーニング業、浴場業、物品預り業、理容業等がある。業務内容は、アイロン掛（ク

リーニング業）、配達、雑用、女中、子守で就業期間は一年と一年半となっている。

(44) 塗装業——ペンキ広告業で雑用一名、就業期間は一年。

(45) 修理業——自動車タイヤ修理、自転車修理業で職種は補助工、雑用が男子、女子は女中である。就業

期間は二年半・一年半・半年となっている。

(46) 映画館——切符売りが一名（女）、就業期間二年、他は男子で雑用、就業期間は一年半・二年半・三

年と割合に長い。

(47) 芸者置屋——この業種にはいわゆる人身売買が多くみられるのであるが、今回も芸妓見習として働いて

いる二名は売春の危険性ありと調査員から報告されている。そのうちの一名は雇用主が保護者となつて児童の面倒を見ていた。就業期間は一年と二年である。他の一人は女中として働いている。就業期間は一年。

(48) 娯楽業——パチンコ、玉突業にそれぞれ一名、これは店員で就業期間は一年、他の二名はゴルフのギ

(56)(55)

精

院

ヤデイをしており就業期間は共に一年半になる。

院——看護婦見習として勤めてから二年となるがその業務内容は家事使用も含め終日労働に近い。

一般家庭

女中四名、就業期間は一年が二名、他は半年と二年となつてゐる。家庭は一般サラリーマ

ンの家庭であつた。(附第14表)

(注)

紡績、織物業における職種には特殊な名称が多いので次にその内容について解説する。なお、綿紡、毛紡、スフ紡、絹紡、絹織、綿・スフ織、毛織等業種が多岐に分かれるので同一職種名であつても内容が異なる場合がある。

A リング工

織糸を作るため、前紡(練麻組紡)より受入れた染色及び白地トップをそれぞれ精紡機

(精紡)

にかけて細い糸にしている。動作は、立つて手を伸して糸切れを縫ぎ、糸の調子を見る

ため歩行する。特別な職業病や、作業疲労はみられない。

B 管巻工

管巻機を操作して、小枠またはホビンの糸を杆に装填する管に捲きとつて緯糸をつくる。

管巻機の踵に管を差しこみ、これに糸端を二三回まきつけ、進行器のキヤップを管にはめて管の基部まで下し、ハンドルをかけて機械を動かす。管に所定量の糸がまけたらハ

ンドルを外し、進行器を上げ、キヤップを管から外して管を踵から抜きとり、糸を切り、管挿しにさして所定の場所におき、新しい管と替える。リング工と同様な動作が多い。

C 糸紡ぎ工

カードで出来た錠をミニール精紡機にかけて紡毛糸を作る段階を糸紡ぎという、作業は

(毛紡)

大体カード工と同様立作業が多い。

D 混綿工

調合された原綿、或いは再用綿を混綿機に供給して一定の厚さのラップを作る。機械の

(新紡、新々紡)

一端に立ち、原綿と各工程から返されて来た屑綿とを一定の割合で混ぜ合せながら、小さくちぎつてラチス（搬入台）にのせる。時々機械の中間をくぐつて見廻り、原料綿の混り具合不純物の除去具合に注意し、機械の周囲を掃除する。原綿を混合する操作において相当の塵埃が伴う。

E カード工

(梳綿)

調合された原料をカード機にかけて解舒梳梳し纖維を平行にして均整なフライベンを作り、簀摺棒に捲取つて簀を作る。貯毛室から原料を運び、両手でよく捌いて夾雑物を除きながら、カード機のホッパーに入れて機械を始動させる。運転中は機械を見廻り、簀切れを継ぎ、ゆるんだらニップを引掛けて取り除く。簀が送り出されると、簀巻棒に所定量捲取り、基準物差で一定の長さに計り、秤量して記録する。その他機械の周囲を掃除する。作業のために特に傷害を受けることはないが手先に傷害を受ける可能性はある。

F 反毛

工

ラッグ機（第一反毛機）を作動し、簀又はカマスから原料を取り出して捌きながら、一定の厚さにラチス上にのせて繊維状にする。これをガーネット機（第二反毛機）のラチスによく捌いて一定の厚さにのせ、反毛綿とする。塵埃が比較的多いのでマスクをかけて作業しなければ虚弱者は呼吸器疾患になることもある。

G 総繰

工

総糸をフワリにかけ、そのフワリを総繰機のクリールにのせ、糸口を見出してスピンドルを通したボビンに捲きつけ、機械を作動させる。作業者は運転状態を監視し、糸切れの早期発見と、切れ糸継ぎ、総糸の補給をする。

H 粗 紡 工——練條スライバーを粗紡機でひき出し、撚を加えて粗糸として木管に捲取る。粗紡機の運

(緯紡、毛紡) 転を監視し、粗糸(ヤーン)が切れたときは機械を停めてヤーン継ぎをする。ヤーンが

ポビンに一杯になるとこれを機械から取外す。加工中の糸の緊張度を調節する。立作業のため、脚部の疲労感がある。

I 糸 繰 工——綯状の生糸を糸繰機で小枠又はポビンに捲取る。空枠を枠柄に差しこんで糸繰機にかけ、

空枠を回転させておく。一方糸をくも(綯懸)にかけ、糸口を空枠の足にかけると空枠に糸が捲きこまれ始める。適当量の糸が小枠、又はポビンに捲取られると小枠、或はポビンを外して空枠と替える。

J ミ ュ ール 工——紡毛機によつて、スライバー状態となつた糸を精紡機によつて撚をかけ糸の状態となし、

(毛紡、精紡) 紙管に捲き取つてゐる。特に作業中傷害を受けることはないが、不注意によつてフォ

ラーワイヤー、ギヤレージに指をはさまれる可能性がある。

K ワ イ ン ダ ー 工——経糸管系(タテイトカシシ)を捲返機にかけてチーズを作つてゐる。手と指先を使つてノ

(捲返工)

ッターで糸を結び合せ糸道に正しくかけたり、出来上つたチーズを取上げて新しいチーズ木管と取替えたりする。極めて単純な反覆作業で軽作業である。

L 織 布 工——杼に緯糸を挿入し、シヤットルに杼を押し入れ、杼を安置させる。片手でリードギヤツ

プをつかみ、利手でハンドルを握り機械を始動する。同時に杼は疾走して、挿入、開口、旋打の運動をはじめめる。織布が所定量ビームに巻取られたとき、カットマークの所で織

布を切断し、織布を引張り外し、新たに巻取ビームを挿入する。

M 経通工——経通機を操作してビームに巻かれた経糸を綜銃に一本ずつ引通し、その糸端を四本ずつ

(「トウン」) まとめて織機の筈に通し、製織の準備をする。動作が細かいので眼が疲れ倦怠感を感じ

易い。

N 紋羽工——紋羽とは足袋底裏地のことをいう。業務内容は織布工に類似しており、起毛装置の点で

織布工程と異っている。

2、労働時間

大企業にあつては、労働協約、就業規則等によつて労働時間は明確に規制され、法の基本線も守られているが、不安定な中小企業にあつては、長時間労働、深夜業ともつばら年少労働者にしわ寄せしている感がある。

(i) 始業・終業時刻

先ず、全業種の始業時刻についてみると、大体において、午前七時から八時までの間でこれを境として午前七時以前のものが八時以降に始業するものより多くなっている。午前五時以前に仕事にとりかかるものもわずかなはあるがみられた。(附第15表)

終業時刻では午後五時までのものが最も多く、大半のものは午後七時までに終業している。午後十時以降の深夜業に及んでいるものは二〇名ほどあり、十二時過ぎるものも一名みられた。

これを業種別にみると、始業時刻の比較的早いものは新聞販売業、食料品小売業、繊維工業等で特に新聞配達等

の業務であり、繊維工業で早いのは時間交替勤務によつてゐる。今回調査で現われた交替制勤務の勤務時間は午前四時から午後二時までのものと、午後二時から午後十二時までのもの、また、午前五時から午後二時までのものと、午後二時から午後十時までのものがある。始業時刻が特に遅いものとしては、深夜業の多い料理飲食店、娯業等である。

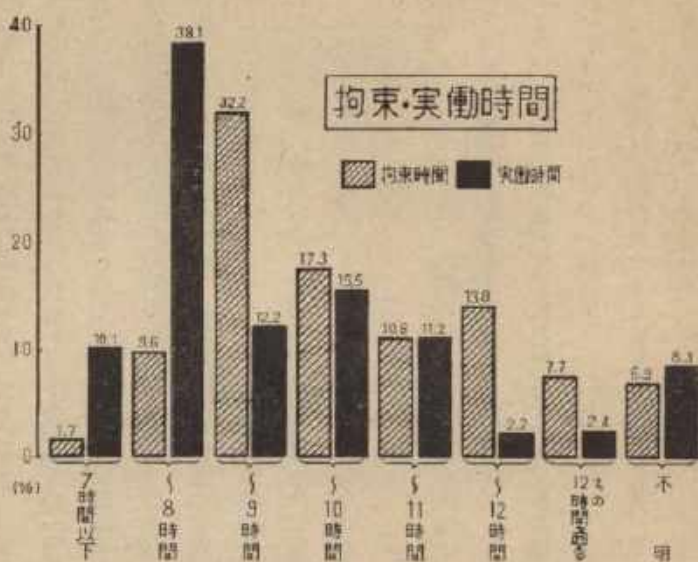
終業時刻については、早いものが前記紡績業の交替制によるものであるが他は大体午後七時頃までに終業している。特に遅いものは料理飲食店、娯業で、午後九時を過ぎている状況で身心の疲労途上にある年少者にとつて注意を要する。この他比較的遅いものに帛絨製造業があり、この業種では大半のものが午後八時となつてゐる。

(ii) 拘束及び実働時間

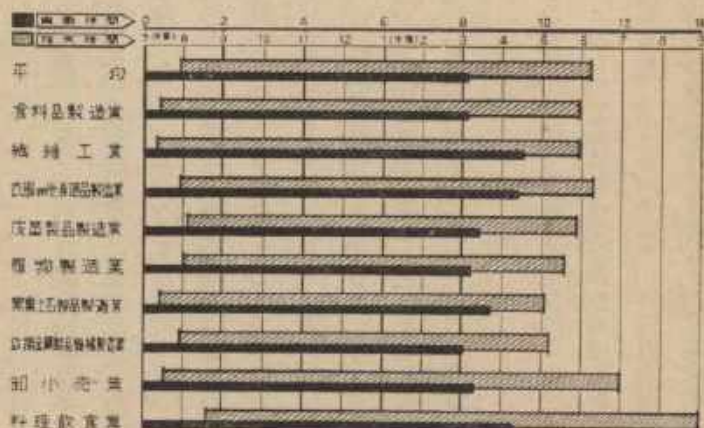
労働基準法では使用許可を受けた十五歳未満の児童でも労働時間について「修学時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間」を超えて労働をさせてはならないと定められているが、調査対象児童中、実働時間七時間以下のものは割程度しかみられず大多数のものはこれより長時間となつてゐた。そして十二時間以上のものも約五%ほどみられる状態である。

前項の始業・終業時刻をみて凡その拘束時間が推察される。八時間～九時間のものが最も多く、三三・二%みられ、九時間～一〇時間のものは一七・三%、そして一一時間～一二時間のものが一三・八%となつてゐる。また実働時間では七時間～八時間のものが三八・一%で最も多く、次は九時間～一〇時間の一五・五%、八時間～九時間の一二・二%、一〇時間～一一時間の一一・二%と、六〇%のものが八時間を超える労働をしている。(第18図)労働時間を主要産業別にみると第19図のとおりである。実働時間の最も長いのは繊維工業の九時間半、次いで衣

(第18圖)



(第19圖) 拘束及浮突總時間



服・その他身廻品製造業と料理飲食店が九時間強、以下窯業・土石製品製造業、皮革製品製造業、卸・小売業、履物製造業、食料品製造業の順に短くなっている。

拘束時間については午前八時より午後六時までの一〇時間強が全産業の平均となつてゐる。実働時間の長いものと並行して料理飲食店が最も長く一二時間半、次が卸・小売業の一一時間半、食料品製造業、繊維工業、衣服・その他身廻品製造業の各一〇時間半となつてゐる。以上が大体平均拘束時間より長いと思われる産業である。

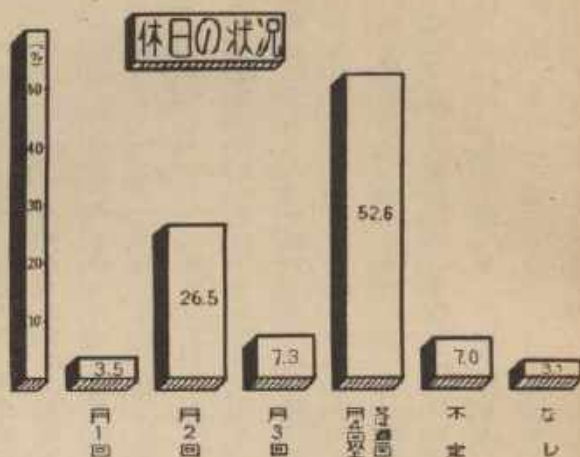
実際のところ、厳密な意味での実働時間の把握は困難で、ここにあげられた時間は常識的な判断により兒童の回答したものを基としている。それぞれの業種の特殊性による労働時間の相違は已むを得ないことであるが、それにしても、午前八時から夜の六時過ぎまで拘束され、実働八時間強という労働を余儀なくされている兒童にとつては、年少労働保護の見地から見逃すわけにはいかない重大な問題である。（附第16表）

3 休日

休日の状況については、月四回以上または週一回以上というのが大体半数を占め、月二回というのが全体の四分の一で法定の線は半ば維持されている。（第20図）

ここで、小売業や娯楽・サービス業、建設業、鼻緒製造業、また他の業種においても非常に規模の小さい事業場においては、休日数が少い傾向がみられる。そして、全然休日のないものも二名ほどあつた。月四回あるいはそれ以上ある業種は、紡織業をはじめとし衣服縫製業、その他の繊維品製造業、ゴム製品製造業、機械製造業、金属製品製造業等があり、休日数が、月二回、あるいはそれ以下の業種は、前記の小売業、料理飲食店、建設業、鼻緒製造業、娯楽・サービス業等の外、マツチ製造業、装身具・関連品製造業、メリヤス製品製造業等があげられる。

(第20圖)



休日の全然ないものは、皮革製品製造業と食料品小売業にそれぞれ四件、新聞販売業、料理飲食店、一般家庭に各二件みられ、他は各業種に分散している。また、休日はあるがいつ休めるか定められていないものが五〇名(七%)ほど各業種全般にわたつてみられた。(附第17表)

4、賃 金

賃金では、額の高い者が割合に多くみられ、注目される。全体の八〇%のものは現金支給のみで、他は現物給与を併給するか、或は現物給与のみの支給を受けているものである。全般的にみて食事支給されるものの平均賃金が二、八〇〇円程度で、食事支給のないものの平均賃金は四、九〇〇円程度となつており、今までの各調査における年少労働者の賃金より多少上廻っていることが認められる。

賃金階層別にみた児童の割合は第16表に示される通りである。製造工業に就労するものが多く、住込者が少いためか現物支給の非常に少なかったことは今回調査の特異点の一つでもあるが、食事支給の有無についてみると、一七・五%のものは一食乃至三食の食事支給を受けており、食事支給のないものとの間には二、〇〇〇円位の隔差がみられる。食事支給のあるものでは三〇〇〇円と三九九九円を頂点として左(賃金の低い方向)へ生徒数が多く、食事

第15表 賃金の支払方法

受ける賃金を取る	本人	保護者	その他
実数	624	85	2
比率	87.8	11.9	0.3

支給のないものでは四〇〇〇円～四九九九円を頂点として右（賃金の高い方向）に多くなっている。ところで賃金の支払方法であるが、殆んど児童自身に支払われており、保護者その他のものが受けとるのは一割程度にすぎない。なお、保護者以外のものでは、友人というのが一名、貯金されるというのが一名の計二名である。（第15表）

(i) 食事支給のないもの

賃金のみ支給されるものについて、その支給額をみると附第18表(A)のとおりである。

生徒数の最も多かった繊維工業では、規模の割合大きい事業場に勤めているものが多いためでもあるが、表にもみられる如く賃金の高いものが多い。男女別の差は、あまり現われていないが職種によつて相当の開きがある。即ち、最も児童数の多い管巻工にあつては、四、〇〇〇円～四、九九九円のもの三、五〇〇円、最も多くその平均も四、八七〇円位のところにみられる。次に織布工では六、〇〇〇円～六、九九九円のところに児童が多く、二五%みられ、特に一〇、〇〇〇円以上のものが五名もみられた。

賃金の内容

～6999円	～7999円	～8999円	～9999円	10,000円 ～	物の給 与 の	現物と併 給	給現給 不	明	平均賃金
人 2	人 1	人 1	人 1	人 1	人 6	人 32	人 4	円	2,812
84	38	23	13	24	2	3	15		4,923
42	21	16	12	21	—	—	—		5,674
1	1	2	—	—	1	—	2		3,607

平均は五、九五〇円位である。リンド工ではまた一段と賃金が高くなり八、〇〇〇円と八、九九九円のところに見童が最も多い。そして一〇、〇〇〇円以上の賃金をとるものが八名(二二%)もあり、平均も八、〇〇〇円とかなり高い。この他の職種では平均が大体四、〇〇〇円と五、〇〇〇円の間にあつて、一般年少者並の賃金である。なお、縫紉工(男)では人数こそ少いが平均が九、一二〇円と今回調査では最も賃金の高い階層に属しており、注目される。なお勤続年数による賃金差は殆んどみられないが、管巻工等は経験の長いものの方が多少賃金が高くなつてゐる。(附第19表)

高賃金層が繊維工業で占められるならば、低い階層には、履物製造業及び衣服・その他身週品製造業が該当する。衣服・その他身週品製造業の中でも縫紉製造業は特に低い。履物製造業では三、〇〇〇円と三九九九円の階層のものが最も多く三五%みられ、平均は三、六〇〇円位である。また、衣服その他身週品製造業では四、〇〇〇円と四、九九九円の階層のものが三〇%で平均は三、八五〇円位となつてゐるが、一、〇〇〇にも満たないものが八名もみられ、その賃金の極めて低いことが知れる。

この他の業種は大体三、〇〇〇円と六、〇〇〇円の間にあり、多少の高低はあるが、正常な山型の分布を示している。職種別にみても工具、雑用

第 15 表

食事支給の有無	見 童 数	～999円	～1999円	～2999円	～3999円	～4999円	～5999円
有	人 125	人 4	人 18	人 19	人 22	人 9	人 8
無	586	10	17	30	101	134	92
縫 紉 工 業 (食事なし)	255	—	—	6	34	59	44
履 物 製 造 業 ()	37	—	7	2	12	4	5

等は賃金が高く、店員、手守等は比較的低くなっている。

(ii) 食事支給のあるもの

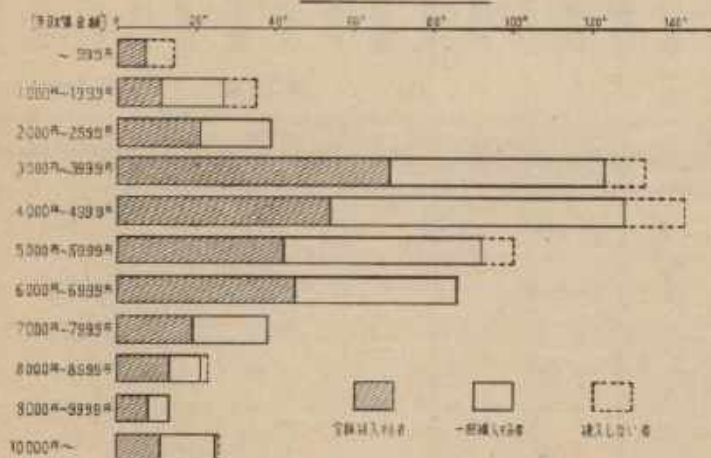
食事を支給されるものについては、先にも述べたようにその支給内容が不明なため、厳密な意味において比較することは不可能である。食料品製造業、小売業、料理飲食店、サービス業等には食事支給のある事業場が多い。これは住込生徒が多い関係でもあろうが、その点の調査は不充分であつたので明言できない。これらの業種では現物給与の割合も多くなっており、現金支給額は二、〇〇〇円と四、〇〇〇円のものが大半を占めている。職種では女中がすべて食事支給を受けており現金支給額は二、五〇〇円程度である。(附第18表B)

(iii) 家計繰り入れ状況

一休、年少者は自分で働いた賃金のうち、どのくらい家計へ繰り入れているのであろうか。この点の観察は、経済的理由によつて長欠状態にある生徒の多い実情からみて、問題解決の一助ともなるものであり、一段と関心を深める

(第21図)

家計繰入の状況



事項である。すでに賃金のところで相当高額なものが多くことを知つたのであるが、附第20表によると全体の八六%のものが賃金の全額または一部を家計へ繰り入れている状況がわかる。その中で全額繰り入れるものは約半数を占め、全体からみると四二%にあたる。このように多くの児童がその細腕で一家の支えとなつてゐることは今回調査で特に注目すべきことで長欠児童の問題を一層複雑困難にしていると思われる。(第21図)

六、就学希望と児童の声

家庭状況、業務内容、労働条件、社会環境と、長欠就労児童のおかれてゐる状況を順次客観的に述べてきたが、このような想まれぬ諸事情の中で一心に働いてゐる児童自身は果して満足してゐるのであるか。それを究明することは、今後、具体的対策を施すうえでの良い示唆を与えてくれよう。以下、児童の希望、意見等について述べることにする。

1、就学希望

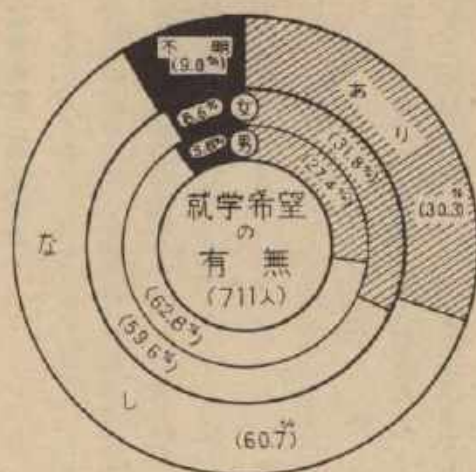
調査対象児童七一一名中「学校へ行きたい」と希望してゐるものが二二五名(三〇%)いる。この他、意思表示しなかつたものの中でもかなりの就学希望者がゐるものと推察されるが、總括的に、女子の方が男子よりその希望者が多く「学校へ行きたくない」というものは少くなつてゐる。(第22図)(附第21表)

一方就学意思のないものは六〇%を占め注目されるが、学校へ行きたくない理由として第17表にみられるような意

見があげられる。即ち、「勉強嫌い」というのが最も多く、「授業が遅れているので何もわからない」、「学校へ行

五四

(第22図)



第17表 学校へ行きたい理由

理 由	計	男	女
計	432	160	272
勉強が嫌い(学校が嫌い)	176	67	109
授業がおくれているからわからない	151	53	98
学校へ行くより仕事をしている方が面白い	84	34	50
体が弱いから	10	3	7
友だちもいないから(又は友だちがないから)	7	2	5
学校が遠いから又は登校の途中で嫌な思いをするから	4	1	3

くより仕事をしている方が面白い」がその主なものとしてあげられる。これ等は教育施策、施設の貧困を物語るものと考えられるが、恵まれた環境で学びそして生活できるならばどうして自ら好んで社会の荒波の中に身を投ずるものがあるのか。児童憲章の精神を貫通したいものである。

2、児童の声

現在、生活の上で何が一番つらいか、児童に意見を求めると、やはり「貧乏のため生活が苦しい」という切なる訴えが最も多い。回答のあつた主な事項についてみると第18表のとおりである。「家族の病氣」「両親または片親がいない」「父親が酒飲みである」「義父あるいは継母の愛情の欠除」等々、欠損家庭、家族の病氣、素行上の問題である。貧困の解決は早急には出来ないが、明るい家庭、温い両親及び社会の愛情をそそいでやりたいものである。

また、毎日の労働については、「始業時刻が早い」、「仕事之苦勞でつらい」、「労働時間が長い」、「終業時刻が遅い」、「職場の人々が冷淡である」……………。

これらは弱いものの小さい声ではあるが、問題の根本的な解決はさることながら、この押しつぶされつつあるものの、小さいが烈しい叫びに、いま、手をさしのべてやることができないものであろうか。

第18表 生活上の意見 (特につらいこと) について

内 容	計	男	女
貧乏であるため生活が苦しい	96	32	64
家族の病氣	21	7	14
父親(又は母親)がないので	11	5	6
父親が酒飲み(又は放とう性がある)のため	10	1	9
義父(又は継母)のため愛情がうすく、理解がない	10	3	7
母が働いているので食事する人がなくて困る	8	3	5
学校に行かれないこと	7	3	4
両親が毎日出稼のため不在で困る	6	1	5
家庭内が面白くない	4	—	4
弟妹が多い	3	1	2
父に定職がないから	3	2	1
学校へ行けといわれること	2	1	1
休日が自分の自由にならないので面白くない	1	1	—
家がせまい	1	1	—

第19表 労働についての意見（特につらいことについて）

内 容	計	男	女
始業時刻が早い	10	4	6
終業時刻がおそい	4	—	4
労働時間が長い	5	1	4
夜勤がつらい（交替出勤）	1	1	—
休日がない	1	1	—
仕事が苦勞でつらい	5	3	2
疲勞、あかざれ、ひびがきれる	6	—	6
気分が悪くても休めない	1	—	1
職場の人が冷淡である	4	—	4
失敗して叱られた時つらい	3	3	—
配達先が不明で困った時	2	2	—
客との応接がつらい	2	—	2
下働きで技術を教えてもらえない	1	1	—
給料が安い、又は固定給でない	3	1	2
臨時なのでいつ解雇されるか不安である	1	—	1
学歴がないこと	1	—	1

七、雇用主及び調査員の意見

1、雇用主の意見

長欠児童に対する雇用主の意見を徴したところ四〇三名について回答があつた。そのうち、約三割は児童あるいはその家庭に同情的であるが、一般には家庭事情など意に介せず、親に頼まれて仕方なしに使用していると答えて

第20表 長欠児童に対する雇用主の意見

内 容	計	男	女
意見のあつたもの	403	150	253
自分の子供と同様に養育している	25	13	12
家庭の貧困に同情した	95	40	55
長欠の事実を全然知らなかつた	55	20	35
長欠児童であることを知つてい るが遊ばせておくより働かせた 方が児童のためによい	50	24	26
通学できるように何とか努力し たい	21	6	15
親の無理解に困る	21	6	15
親に頼まれたので仕方なしに使 つてゐる	129	43	86
使用許可手続等を知らなかつた	10	4	6
学校に行くように奨めるが嫌つ て行かない	49	22	27
夜間中学校でもあれば行かせて やりたい（又は現在行かせてい る）	16	4	12
小学校だけ卒業すればよいと思 つた	2	—	2
不本意ながら軽い仕事なので使 つてゐる	31	13	18
教育より、技術を覚えることが 大切である	9	6	3
今後長欠児童は使用しないよう にしたい	10	1	9
家計補助のためには就労もやむ を得ない	39	12	27
使う側としては一番長続きする ので使用し易い	2	1	1
仕事も休みがちで困る	3	1	2
意見のないもの	308	105	203

いるものが多い。又、長欠児童であることを全然知らないで雇つたといつてゐるものもあるが真否は疑わしい。また、知つていても、「家計補助のためにはやむを得ない」とか、「ただ遊ばせておくより働かせた方が児童のためによい」、「教育より技能習得が先決」等と就労を半肯定的なものや「夜間中学でもあれば行かせてやりたい」、「今後就学できるように努力したい」というような好意的な意見が分れる。なお、詳細については第20表のとおりである。

第21表 調査員の所見

調査員の所見	実数
意見のあつたものの数	427
家庭の貧困が児童に負担をかけている	150
家庭環境が非常に悪い(家庭不和)	25
親のふしだらが本人に悪影響を与えている	13
民生委員・協助員等の強力な生活指導が必要である	18
兄弟姉妹にも長欠児がある	8
向学心があるので一刻も早く就学させてやりたい	38
就学について保護者は全然理解がない	82
保護者が教育の必要性を認識し、何とか就学させたいと回答	5
学校へ行きたがらないので現在の仕事をさせておく方がよい	57
学校当局の積極的な対策が要望される	28
給料が高いため学校へ行きたがらない	8
集団的長欠の傾向がみられる	29
教育に対する土地の人の関心がうすく長欠を何とも思っていない	29
生活援助の要あり	12
職場環境が悪い(設備・人間関係)	14
就学困難・見込みなし	45
使用許可について事業主に対する啓蒙の必要あり	1
町村合併で学校が遠くなつたので欠席するようになった	3
学校が嫌いで放とう性がある	9
長欠に対して雇用主は全く無関心である	8
両親又は片親がないので困っている	11
知能程度が低い(精神薄弱児)	11
学年期が過ぎているので長欠児と思っていない	2
体が弱い(又は不具)なので仕方がない	1
年齢を偽って就職	3
品行不良	1
意見なし	284

最後に、実際に調査に当つた調査員の意見感想等を記してみよう。

第21表によつて知ることができるように家庭環境、労働条件、児童の性格等各般にわたつてゐる。まず、家庭環境についての意見が圧倒的に多いことに気がつく。即ち、「家庭の貧困が児童に負担をかけている」「就学について保護者は全然理解がない」、「家庭環境が非常に悪い」、「親のふしだらが本人に悪影響を与えている」等があげられてゐる。

2、調査員の所見

次に、社会環境については「学校当局の対策が要望される」、「民生委員、協助員等の強力な生活指導が必要である」、「教育に対する土地の人の関心が薄い」、「集団的長欠の傾向がみられる」等がある。

児童については、「好字心があるので一刻も早く就学させてやりたい」という積極的なものと「就学見込みなし」、「知能程度が低い」、「学校が嫌いで放とう性がある」ため、「現在の仕事をさせておく方が本人のためによい」という傍観的な消極的意見等がある。

職場環境では、設備或は人間関係等の「職場環境が悪い」とか、「長欠に対して雇用主は全く無関心である」というのがみられた。また、わずかではあるが、「保護者が教育の必要性を認識し、何とか復学させたいと回答」したといった明るい意見の外、概して悲観的な意見が多くその実情のむづかしさを物語っている。（附録参照）

八、む す び

長欠児童の問題に対する社会の関心も漸く高まりつつある今日、これが対策については、文部、厚生、労働、警察等の関係機関が、それぞれ關心しているところであるが、深く、大きな因子を持つこの問題については未だ完璧を期し得ない現状である。今回調査で把握された不当雇用児童は、現在の状態において著しい反福祉性を伴うものは少ないが、しかし、それぞれについては、不当の要素を多分に帯びるものであり、更に劣悪な環境、状態に転落する危険性をはらむものであるから、樂觀は許されるべきではない。そして、義務教育制度のたてまえからも、極めて重要かつ緊急な問題であつてみれば、関係諸機関相互の連絡を密にし、不就学就労児童一掃のため、一段の努

力を傾注しなければならないことは論を俟たない。

今回の調査結果を総合して、看取できる問題点を次に要約し、今後の具体的施策の一助としたい。

1、経済的要因

多くの児童が学業を放棄して働かなければならない理由には、家庭が貧困で、家計補助のための一員として就労しているものが相当多数みられる点から、経済的諸事情がその最も大きな要因となつてゐることは明らかである。

両親揃つていてもなかなか大勢の家族を養うには収入が追いつかないのに、たとえわずかでも支出が収入に変わるならば幼い子供を働かせることも已むを得ないことだろう。親は通学させることができないことをわが子に詫びながら、子は諦めをもつて働いている。しかし、大部分の児童が何の苦もなく通学できる友だちが羨ましいという気持ちで働いていることは見逃すことができない。そして「貧困」といつても、個々の経済的要因からのみばかりではなく、むしろそこから生じた歴史的、地域的な個人の力ではどうにもならない社会関係の制約も認められるものもあり問題解決の大きな隘路となつてゐる。（附録「未解放部蓄」の項参照）

今までの調査では、多子家族の貧困から抜け出るためにいわゆる「口べらし」的な状態が多くみられ、住込みのものが殆んどであつたが、今回は家計繰入れ状況の項でもみられたように、八、九割までの児童が真に家計補助のために働いていることは大きな特色であり、また、重要な問題点でもある。

2、親及び周囲の人々の無理解

教育に対する無理解については、親の、否、地域全体の教育観念が低いことに由来している。小学校さえ出れば義務教育は終了したものだと思つていたり、学校など出てもどこへも就職できないなら、幼いうちから技術を身につけておいた方がよいとか、親の道楽（豪奢な生活、飲酒等）のために児童を働かせる等、全く周囲のものの教育に對する積極性が欠けている。

単に、無理解といつてもその根本には経済的要因が大きく影響していることは否定できないが、このような環境で育つ児童は、次第に、勉強嫌いになり、一月、二月と長く欠席するにつれ、学業がだんだん遅れて級友についてゆけなくなり、再就学が困難な状態に追いやられていくと察せられる。それについても学校当局の指導も足りないのではないだろうか。あるところでは自分の受持ちの生徒が、「なぜ休んでいるのかも把握されていない教師のいるのに驚かされた」という調査員の声も聞かれ、このような事態に至る一歩前で、何らかの予防措置がとられなかつたものか、学校当局はもつと積極的手段に乗り出してほしいものである。

3、雇用の常備化

地方的産業の特色に応じた就労の問題は即刻に解決できるものではないが、われわれは、もつと実態の真相をよく見極めて色々の角度から検討しなければならないと思料される。

雇用主の中には家庭の貧困状態に同情して就業させているものもみられるが、殆んどは、義務教育過程にある児

童として認識されることなく、もつぱら一般年少労働者と同様に取り扱われているのである。製造工業部門においても女、子供にも手軽にできるような単純作業であつてみれば、企業経営の見地からこのような児童の就労にはうなづけるものがある。そして就業期間が二年、三年と長期にわたるものが多くみられる傾向はこれを裏付けするものであろう。また、親や児童の中には年令を偽つて就業しているものもあり注目される。

現在の労働条件、そして得られた収入によつて、彼らのすべての生活が支えられているものであつてみれば、長欠児童の就労を一概に法規違反として禁止の手を打つことで解決されるものではない。児童自身の立場に立つて制約の多い、苦しい現状の中から最も良い妥協点を見出してやることが大切である。問題の原因が複雑で、根深いものであればあるだけに、一層、綿密且つ周到な、そして実効の期待し得る対策を打ち建てなければならない。

附

錄

附 録 目 次

「未解放部落について」	一
一、長欠児童と未解放部落	一五
二、未解放部落の概況	二六
三、未解放部落の産業	三〇
1. 農 業	三〇
2. 鼻緒・履物製造業	三七
3. 革靴・運動具製造業	三七
4. その他の製造業	三九
四、同 和 教 育	四三
「調査員の体験記」	五七
「調査員の所見」	六六
「調 査 票」	六八
一、長期欠席生徒、就業状況調査表（学校調査）	六九
二、就業先調査票	六九

未解放部落について

一、長欠児童と未解放部落

「不就学」はそれが貧困、親の無理解によるということは教育界の常識となつてゐる。狭い土地、ひしめき合う人口、底の浅い家内産業への依存……、このような地域的社會環境の中にあつて、「中年以上の親たちで人並みに読み書きできる人は半分もない」実情であつてみれば、食べるための努力が第一であつて、所詮、教育問題についてはうとくなりがちで、貧乏であればあるほど「子供たちの将来を考えるが、考えるだけで終つてしまふ」という親たちの訴えも素直にうなずける。

大阪、奈良の長欠率が高いのは県下全般的に高いのではなく、一定地域にかたまつて長欠児童が多量に発生しているためである。そしてこの傾向は、この地区の「未解放部落」（同和部落）に多く、他と異つた複雑な社會問題ををはらんでゐる。

ちなみに、奈良県の長欠率を、他の地区と比較してみると次の通りで、その比率が非常に高い。

(昭和二十九年度)	(学校数)	(在籍生徒数)	(長欠者数)	(比率)
同和地区の中学校	四九	二六、八九〇	一、九六七	七・三〇
他の地区の中学校	七六	二〇、三八七	五二〇	二・六〇

このように全県では長欠児童の大部分が「未解放部落」に発生しており、その社會環境も、直接貧困のみに由来

(のびゆく教育No.57より)

するものではなく、部落全体の経済的、文化的基盤がこの「未解放部落」という不当に圧迫された差別的、非民主的な社会陋習のもとに、歴史的につみ重ねられてきたものであることは、長欠就労児童の問題においても、問題の複雑性と解決の困難さを物語っている。

「児童の半数以上が、未解放部落の上牧村北上牧地区から通学している。他の未解放部落にありがちな暗さはないが、ゲタのハナオ製造などの内職も、新興のビニール産業に押されがちで、差別が生んだ貧しさは、この部落にも影を落している。生活保護を受けている家庭は約五〇世帯で、全体の約一割、医療保護、教育補助を受けているものも多い。だから小中学校とも長欠児童のほとんどはこの地区の子で、小学校の上級生から中学生にかけてシラ上りに多くなっている。」（部落）

差別を除く同和教育の問題については、早くから叫ばれ、各分野において揉みあげられてきたのであるが、その成果はなかなか進まない実情である。「差別」という観念的な要因を排除すると同時に、「貧困」という経済的要因を解決しなければならぬところに根本的な問題がひそんでおり、それはまた、この地区の長欠問題の解決にも通ずるものである。

二、未解放部落の概況

未解放部落は、近畿地方を中心として北海道を除く全国各地に分布している。分布密度の最も高いのは大和盆地で、宇陀、吉野山間では、全部落の約三分の一が未解放部落であり、人口では約一割五分強がこれによって占めら

れ、全国最高となつてゐる。未解放部落数は、広島、岡山、兵庫、愛媛、福岡、長野に多く、全国で約六千部落、人口三〇〇万人といわれている。

ところで、未解放部落は、歴史的に醸成された因襲的な部落差別と、封建制度として社会的に縛つけられた身分的な階層に制約されている。職業に、文化に、結婚等に近代人としての要求不満に悩み、或は向上意欲をさ折せしめられ、或は社会的に有能になるべき機会を狭くしているために所謂部落貧困性となり、低位性となり、一般社会の生活の仕方や基準からも遠ざかつた生き方を選ばざるを得ないことになつてゐる。

部落が一般社会から封鎖され、不利な条件によつて生活することを余儀なくせしめられてゐるところから、これに順応する独特の生活の様式をもつに至り、しかも完全に自給自足するに足る生活資料がないため完全な孤立性の保障にならず、部落を貧困にしている。また、一般社会との関係は限定された側面においてのみ成立し、結婚の自由も制限され、社交上にも差別をうけ、共通の社会連帯性を欠き易い。

部落の立地条件が悪いのは、多くは歴史的、社会的圧力のため、環境も悪い所に生活せしめられたためである。封建時代に身分、地域、職業を規定され、良い条件の所に居住していたものは強制的に移住せしめられた例もある。また、不思議な程水質が悪く、水量も少ない。不良住宅が密集し、道路らしい道路はない。下水溝の不完全さから床下湿気がひどく、非衛生的である。宅地は平均一戸十五坪に足らず、その密集度は東京都のそれよりも遙かに高い。このような状態では住居の独立など望むことができない。井戸、便所の共用は、さらに、この家と家とのつながりを複雑化している。

一方老弱家庭が多く、一人当り疊数は二・四疊で、一世帯一〇疊以下が半数を占め、食寝分離、性的隔離など不

可能な状態が多い。部落における風紀の無關心は、決して、住民の素質が原因ではなく劣悪な客観的条件が問題である。また、児童の養育、職も充分で得ない環境にあることは論を要しない。

次に、未解放部落の実情を二、三のべてみよう。

比叡山の門前町として生れた滋賀県大津市坂本町——そこに「部落」がある。四百七十世帯、一千人の人間が數百年の差別と闘いながら生活している。他の部落と同じくこの人たちはほとんど農地を持たない。中世から運送仕事の代りに、いつしか広大な叡山での山林労働へ……。だが、山かせぎに頼れたのもせいぜい明治末期まで。今では部落から二、三の業者が山に入っているだけで他は貧乏や、ニコヨンが多い。

また、奈良盆地の南端、葛城山の二つの深い谷にまたがった南葛城郡大正村小林部落に足を踏み入れるとやはり「部落」のもつ深い悩みにとりつかれる。○・一平方キロという狭さに戸數三一七戸、人口一、四三七人、人口密度は大阪市の一平方キロ二、四一七人をはるかに超え一四、三七〇人と日本一（？）。「ゾウリ、スリッパの日産一万五千足、朝早くからスポンジを打ち抜く単調なポンポンという音があふれる坂道に沿つて、前の家の屋根ガワラが露先にせまるこの地区では、子供の遊び場所もない状況である。

大阪の西浜は明治の初めから皮革の町としてさかえていた。しかし、皮革業への一般資本の進出によつて皮革業の主要な分野は資本家の配下に陥し、利潤も独占され、残されたものは差別賤視の屈辱だけであつた。その後、太平洋戦争によつて西浜もすつかり廃墟と化した。その灰燼の中にガタガタの応急住宅が建てられ、雑草の生えるがままにはうられた空地に一人暮らし、二人集りして「西浜」にかたく結ばれた人々はこの中で懸命な闘いを続けている。今の西浜は、昔とすいぶん変わり、皮革業の不況は皮革関係の仕事を益々苦況に追込み、日雇労働者は増える

一方である。従つて、その生活は、想像するに難くない。生活保護者も多く、応急住宅のひどい家にさえ平均一・五疊に二人が住むという状態で、町の人々の生活に対する不安はぬぐいきれない。

木材で有名な和歌山県の御坊市——一人あたりの疊数が二疊、世帯の半分以上が生活保護を受け、中学への不就学児童が四割という「蘭」では「こんなところ」にいても、仕方がないじやが、金沢へ行つたら芸者になれるというんやが……」と北陸路の赤線地帯へ娘を出している家が四十三世帯、六・三％ある。そこで働いたことのある女たちを加えれば、もつと数字がふくれる。貧しい人たちは、生きるためには身体をはるほかない。男は主として土工、仲仕かせぎ、女は芸者、仲居、売春婦……。一部では「娘を売るのも出世奉公」という言葉がいまだに通用している。ここは結婚、就職、あらゆる点で世間の差別を受けている未解放部落の一つ。近くの一流工場からも締め出されている。貧しさと差別、どうせ逃れられぬなら、どこでもチャンスをつかもうという生き方。それが、出世奉公なのだ。

御坊の貧しい人たちの生活を守る努力が続いている。二五年二月、「町」としては初めての失業対策事業が始められた。就労七十人のワタがふえるにつれ、娘を手放す家がジリジリ減つた。この町では一時、百世帯を超えていたのが、七年間に半分以下になつた。いま、就労のワタは九九五人、人口六倍の和歌山市をはるかに越え、三万三千の小都市として全国一の高率をしめる。失対費、生活保護費を含む社会労働費は、市の予算のほぼ三分の一に当る。しかし、まだ失業登録を受けられないものが、四百人もあり、暗い影をなげてはいるが、失対がギリギリの生活を守り、売春地帯への転落を防ぎ止めている現状である。

三、未解放部落の産業

未解放部落の生活は容易に想像し得ない複雑なものであるが、特に未解放部落の特色を有する産業についてみると次の如きものがあげられる。

1、農業

未解放部落の九割までが農山村に存在しているが、全地帯のうち農地を有する世帯は三分の一で、山林、原野、沼沢の所有者は数えるほどしかない。また、一般に、未解放地区の農地は、一般地区のかえりみない荒地、旱魃、水害、交通不便、日陰湿地などの悪条件のところが多い。経営規模の大小は直ちに生産力を表わす基準とならないが、兼業農家にあつては、家畜、機械などの利用度が低く、新技術や知識の導入が遅れて、耕作地に余裕がないため生活必需品である米麦等に重きをおいているので供米その他についても、一般農家に比べて過重となるなど幾つかの問題点をもつてゐる。

2、鼻緒、履物製造業

草履、鼻緒、及び雪駄作りは、大體明治維新以前から部落産業の特殊職業として発達したもので、奈良県では各部落に普及し、主業、副業として最も重要な地位を占めてゐる。婦女手は唯一の副業として産の芯抜き、荒生地編み

に従事し、男子は、表の仕上げ、麻裏、ゴム裏等の加工、精製に従事し、生計を立てていたものが多く、その生産額は、奈良県では昭和五年に二十万足を超える状態であつた。材料の葉は自家産の外、県下の農家及び他府県（主として兵庫・岡山）より購入していた。しゅろ表の材料であるしゅろの葉は和歌山県を主とし、四国・九州などから購入し、竹の皮表用の竹の皮は、戦前は殆んど中国からの輸入によつていたが、戦後は内地産のみで生産額も激減している。

昭和初年頃より、ゴム靴、ゴム草履、地下足袋、製靴の機械化等によつて圧迫され、現在ではしゅろ、竹皮表は既に壊滅状態にあり、草履表も没落の過程にある。鼻緒は、三郷村立野、上牧村上牧を主産地とし皮、鼻緒、別珍、布鼻緒等に分れ、その販路は全国各府県にわたり、王寺町の鼻緒問屋町の新設により相当の活気を呈しているが、ゴム靴、スポンジ、スリッパ等に押され今では概ね下駄用として生産されているにすぎない。

3、革靴、運動具製造業

古くから吾作りがあつたが、洋靴の製造は明治維新後である。現在、靴の製造は機械製と手縫に大別され、手縫の大部分は部落の手工業として生産されている。ゴム靴が代用品として現われ、機械靴の発達に伴い、生産額も減少しつつある。靴の外、手袋、運動具等の皮革加工品も生産されているが、最近ビニール等の登場により押され、戦後のような一時の活況は消えてしまつてゐる。

製靴業には親方職人といつた徒弟的色彩が多くみられる。そして問屋との結びつきにおいて一層きびしい。靴は親方も多少作るが、その大部分は、職人に作らせている。親方が靴を作るに当つて、まず考えることは、何よりも

問屋のことである。というのは、靴の値段は、親方自身がきめるのではなく、問屋の方からきまつてくるからである。もつと端的にいえば、問屋によつて、種類も、数量もまた、品質もきめられ、親方は、ただ、この条件に合うように職人を使つて作ればよいのである。だが、この条件は決してよい条件ではない。そこで親方は、むづかしいソロバンをはじかねばならなくなる。つまり、材料で目立たないところをできるだけ質をおとし、手間のはぶけるところはなるべくはぶくようにする。しかし、これも、余り質をおとしたり、手をはぶいてしまつては、問屋に相手にされなくなるので、結局、利潤と職人の工賃を切下げないわけにはゆかない。そこで職人には一層強いしわ寄せがくるわけで、例えば、一、二〇〇円の靴には生産者に二〇〇円の利潤があつた。（これも、材料部品と雇傭労賃は計算してあるが、家族中、猶も杓子も動員してやつていたのだがこれは計算しないとして）、ところが問屋は小売市場の競争が激しくどうしても一、一〇〇円のものを作れといつて、これでなければ市場に出せないという。この場合、親方は、職入に対しては更に一〇〇円下げて「実は、問屋から二〇〇円下げて作れといわれてきたので仕方がないから、わしが一〇〇円もとう。だから、お前たちも一〇〇円しおつてくれ」といふて、その全部を職人におしかぶせてきているのである。こうして、仕事は安ければ安いだけに、泥沼に足をふみ入れたように続けられている。

狭い部落内で血縁関係が多いことも職人と親方の間を強く結びつけている。生活全般にわたる半封建的な関係が一つの共同体的な性格を形作っているのである。そしてこのような関係は親方と、職人だけの間ばかりにみられるものではない。職人と弟子との関係にもみられる。弟子は、中学校を終つたばかりのような少年が多く、血縁関係或は知人などに当る職人に数年つかえて一人前の職人になるのだが、彼らが職人との間に一定の雇傭条件があるの

ではなく、ただ、技術を習わせてもらえば十分なのである。だから、賃金というものはなく、或る程度仕事ができるようになって、始めて、二、三千円の小遣をもらう程度だという。だが、職人にとつては、どうしても弟子が必要なのであつて、弟子のない場合には、家族がこれに当らなくてはならないのである。しかし、この労働力は全く無視されている。この関係を要約すれば商業資本の間接支配に属する職人的、内職的労働であつて間接から仕事を受けることによつて親方は傘下の職人の生殺与奪の権を握り、職人は自己の家族及び徒弟の犠牲的な労働力に依存する。だから、親方から転化された低賃金は、やはり半封建的な関係におかれた弟子に転化されるか、弟子のない場合には、その家族にこの無理がかかつてくるのである。そしてつと端的にみればこれらの家庭の子供までを含めた家族全体で生業が支えられ、かろうじて続けられているものと推察できる。

4、その他の製造業

大阪府の信太、八坂部落は模造真珠の製造業が多い。しかし貿易の不振や原料不足等の諸原因により現在はその生産は沈滞している。また、和歌山県野上部落は漁網用しゆる製品を作つていたが、李ライン設定等により漁業界の不振とともに、その製品の顕著な売行不振をおこし、このため非常な困難におとし入れられている。

以上、部落内部の諸産業も漸次発展をみたのであるが、内部人口の増加と、職業選択の不自由のために共喰い生産が行われ、そこへ近代資本主義的機械産業による圧迫が加わつて漸く行詰りの状態となり、その上、資金難、資材難、販路の狭少、技術の幼稚、差別観念等に悩まれて、一般工業へ部落民の遷出は極めて困難となつており、部

落産業の前途には暗黒たるものがある。

四、同 和 教 育

未解放部落の問題は、日本社会のしくみの中に根をおろし、複雑多様な形の差別観の下に生活の苦しさ、貧しさなどのあらゆる不幸を生み出している。教育の場においては、こうした差別の実態を正しくとらえ、これを一つ一つ取り除いてゆくための、見方、考え方、技術、学力、能力を身につけさせる教育的な努力が払われなければならない。すべての差別から解放されるような人間を育成することこそ、ほんものの民主的な教育といえるのであつて、この解放を焦點に国民のすべてが自由で、豊かな生活を営むことができる社会を築く教育、これを同和教育と呼んでいる。

誠実で、自主的な教師、指導者たちのまじめな努力と、真実をつらぬき通そうとする熱情にはぐくまれてすでに、数十年の歴史を経て、新しい同和教育は、いま、力強く成長し、発展しつつある。

先般、五月二三日、二四日の阿日、奈良市において開催された、全国同和教育大会では、全国各地から集つた多数の教育者によつて具体的な方針が決議され、「皆んなの為に皆んなで取りくむ同和教育」「足もとの問題を掘り起す同和教育」の二大スローガンのもとに積極的な対策が打ち出された。

では、かかる同和教育を遂行してゆくためにはどのようなことをすればよいのだろうか、またその根本的な考え方についてみると次のことがあらがえられる。

一、部落の人たちは、罪人の子孫でも、異人種でもない。封建時代がつくつた古い、よくない身分制度が残されて

きたのであつて、今の貧しさ、しつけの悪さといった点も、土地、職業を奪われたまま、貧乏のどん底に押しつけられてきた日本の社会のゆがみであることをすべての人に納得のゆくよう話して、差別観の誤りを説いてまわる。

二、部落の子どもたちの中には成績のよくない子、根気のない子がいることも事実である。それがいまの部落の貧しさ、その貧しさを残している差別のせいであるとしても……。だからこれまで以上に基礎学力をつける地道な努力をつけないといけないし、社会に出て差別事件におつかつた場合、逃げて帰つたり、絶望したり、身分を隠して遠くへいつてしまう子でなく、差別をはね返し、差別した人の誤りを説いて、一緒に部落解放のために立ち上る強いたくましい人間に育てることが大切である。

三、差別のカベは一人々々の個人的な努力や善意では、なかなか打破れないことは、体験が明らかに示している。それに参つてしまうと、先生自身、正しい同和教育の方向を見失つて、差別を肯定し、單なる同情、融和の、昔ながらの道に逆もどりしてしまうことになる。組織の力で当ることだ。学校同士が横に手をにぎり、公共職業安定所の窓口での機会均等を強く求めなければならない。

四、部落のものは近代産業からはとんど掃出しをくつているところに問題がある。労働組合もないような封建的な奉公でこきつかわれ、たまりかねてやめると、部落の子は辛抱が足りない。『できが悪い』と逆に差別をおおる口実にされかねない。一般に比べて就職がよくなるのはいちばん最後、これが最も大きな問題である。雇う人たちが、ほかの人のように、部落のものを運んで雇つて欲しい。「働きたくても雇つてくれん。頭がよかつてもあかん。同じように経営者が扱えば、酒を飲んであばれたり、物を盗んだりも、せえへんのだ。」と訴えている

一 中学生の声も切実である。

同和教育は、教育活動の中で特別な部分をなす教育ではない。差別に苦しんでいる国民大衆全体の要求のうえに立つた真の民主主義教育そのものであり、国民的課題の現実的な要請に根ざし、教育の真実をつらぬこうとする教育である。したがって、それは教育計画の基本方針として、教育のあり方を規正し、教育資料や、教育課程を検討するよりどころともなり、教育活動の全分野にわたつて配慮されなければならないものである。

(注) 参考文献

- 一、同和教育資料——奈良県同和教育研究所
- 一、同和教育指針(案)——全国同和教育研究協議会
- 一、長期欠席児童生徒の生離調査——奈良県同和教育研究会
- 一、のびゆく教育 No. 21——奈良県教育委員会
- 一、部落——朝日新聞大阪本社社会部編
- 一、部落(48、56号)——部落問題研究所

調査員体験記

(その一)

調査の対象者M子は長欠児童であるが現在家庭補助の必要に迫られていないから、平常は家庭にあつて遊んでゐる。

すでに嫁いでいる姉とその子供が虚弱であるので、時々子守の手伝に行く。手伝に行つてゐる間は、姉の家で寝泊りして食事を共にしている。姉の家に行く汽車賃や多少の小づかい及び盆正月に衣類を買つてゐる程度である。

M子は家庭が貧困である為、今年度は教科書が買えず、最初は友達に見せてもらつていたが、これも長続きせず勉強に嫌気が出て来たのである。それと共に学友並の衣服も整えてもらえず、又時々学校が徴収する学費も家庭から与えられないので一層学校に行きづらくなり欠席するようになった。

本人の語るところでは、学校に行ける条件が満たされるなら行きたいというのである。見かけは甚だ素直な少女であつた。

調査の結果、まず家族の理解が必要であると思ひ親兄弟に面接して、義務教育の必要を説明したら、案外素直に同調して、大切なことは承知しているが生活に追われて責任を果せなかつたので、家族でよく相談して善処すると答えた。そして嫁いだ姉や、女中奉公している他の姉等も協力して多少の小づかいを出すことを約束した。

また現在の事情では教育扶助の必要があると認められるので、町役場の民生課を訪ね、教育扶助の手続をしてく

れるよう依頼した。

次に、教科書を持つていないから、これを整えてやることが最も大切であると考え、学校に尽力方依頼した。

地域的な特殊事情について述べると、M子の住んでいる部落も、姉の嫁いでいる町も、所謂未解放部落である。彼らは長らく差別待遇を受け、結婚、就職に道を閉ざされ、大多数は低い生活を営んでいる。子女の教育の大切なことは認めているが、貧困のため学校にやれない者も多くあり、たとえ義務教育位は受けさせる能力があつても、学校を卒業させてから一般人のように就職出来ない。それ位なら手に職を覚えさせた方がよいというので、多くは靴職を見習わせている。女子は家事の手伝、女中奉公等に出すので、中学校に上げる必要はないと考えている。かかる環境に育つて、無知な女子は貞操観念も低く、転落して売春婦となつた者も少なくないとのことである。男子もまた不健全な遊びにふけり、少年犯罪の例も多く数えられている。

調査に際し部落民は極めて協力的であり、寧ろ歓迎して感謝してくれた。長欠児童の問題も、適当な具体的措置が講ぜられ、官民一致して温い援助の手が差しのべられるならば、必ず解決出来ると思われた。本調査には区長の協力を得、本人との面談には叔母の仲介を得たことは、調査の円滑と正確を期する上に大いに役立つたと思う。

一方中学校としては、直ちにM子の宅を訪問し調査した処、気の毒な家庭で父は神経痛にて家でぶらぶらしており、兄は（二十五歳位）一定の職業を持たず身体の具合が悪いと言つて遊んで居り、警察署の厄介になると言う話であつた。ただ母が寺へ千守りに行き一日百五十円程稼ぎ、八幡に嫁いでいる姉が送つて来る金とあわせて生計を立てている状態であつた。父には、兄を指導する力もなく生活力に欠けているように思う。ただ母だけが此の子の事を考えているが毎日寺へ朝早くから夜遅くまで行つていたので子供の教育は出来ない。又姉二人の中一人は八幡

へ、他は京都へ嫁いでいるが、一度も嫁入り先へは行つたことがない始末で子供は野ばなしの状態、従つて一日も早く学校へやらねばならぬと考えた。まず教育長、民生委員、役場の民生係、児童福祉司に連絡し、去る十二月会議を持ち警察の協力を得て母親を召喚し、説得したところ、二十日から出席させるとの約束を得た。今朝(十三日)訪問したところ、今日は京都の姉の家へ服を買つて貰いにやつたと云う。姉は此の十七日頃に現金が入る由で服装が整い次第登校させると云つた。大体此の月の二十日頃になる予定である。教科書等は役場に依頼して購入の手続も完了……以上の様な事で今後充分監視し、この三月にはめでたく卒業出来る様にしたいと思う。此の部落には長欠生がこの他に三名居り、それも此の機会に督促し、解決したいと思つてゐる。

(その二)

○部落から約三キロ、S部落のK織布工場は日子の就職先である。交通不便な田舎道を出遇う人々に幾度となく道を見ねながら、K工場へ着いたのは正午すぎ。

来意を告げると「その工員はもうこの工場にはおりません」との返事。退社の理由はと尋ねると「仕事をしないから辞めてもらつた」その後どうしているかと重ねてきくと「うちでは判らんから日子の家へ行つてくれ」とけんもほろろの挨拶。分りにくい田舎道を、こみ入つた部落の中を、張り切つた気持ちで訪ねて来ただけにがっかりして、引返そうかとも思つたが、勇気を振つて日子の家を訪ねることにした。日子の家は部落から更に二キロ程はなれたA部落に在る。今朝、駐在所で日子の家の様子を尋ねた時「アアあの貧乏家か」と云つた巡査の言葉をふと思ひ出した。

A部落を通り抜け、学校を過ぎ、お宮の森を半分ほど廻つた所に二軒のあばら家がある。これが日子の実家。主

婦らしい人が表で蒲団をほしている。日子の母であつた。来意を告げて家へ招じ入れられた。驚くばかりのあばら家である。壁はおち、柱はくちて傾き、屋根は破れ、雨の日風の日など身のおき処もなからう。座敷といつても床板は殆どなく、押入らしい所に汚れ破れたフutonがしいてある。上り先にムシロが二板長くしいてあるのは家族の唯一の憩いの場所であらう。この日は秋晴れの気持ちのよい日であつたが、この家は森の木蔭で日光も当らず、家中うす暗くじめめしている。

土間に腰かけて母親から家庭の事情を話してもらつた。ここに両親と日子と妹三人第二人の一家八人が折り重なつて暮している。母親の話によると

「日子は十日ほど前からT町のM製綿工場へ、働きに行つてゐるが今度の工場は親切で気持が良いといつて張り切つて通つてゐる。父親が失対に就労して持つて帰る二百五十円で二ギロの米を買い、父親と日子の弁当を作り、残りの金を子供五人と私の食事にあてる。一家八人命の綱はこの二百五十円。家が貧しいため、子供らも学校でのけ者にされて学校へ行くのをいやがる。貧乏していると親類もかまつてくれないし、仕事もさせてくれないので苦しくなるばかり。昨晚も夫と、子供を分け持つて夫婦別れをしようかと話合つたが容易に思ひ切れない。」母親の話は筋も通つてよく分る。なかなかしつかりしているから、仕事さへあつたら喜んで働くであらう。社会福祉のやがまししく叫ばれる折柄、土地の民生委員から何とか救の手がさしのべられないものか、それを折るとともに慰めやばげましの辞を残して帰途についた。

翌々日当市で婦人少年室、県婦人児童課主催の亮春防止に関する座談会が開かれて、県の民生課からも、K町担当の福祉事務所からも係員が出席されたので、絶好の機会と考え、日子の家庭事情を詳細に話して民生委員の一考を促

した。

十月二十五日再度日子のためにT町のM製鋼工場を訪ね、はじめ工場主任に会つて伺つたが、日子はとても朗かではきはきしていて良く働く。然し義務教育未修で正規の雇傭は不能だが折角来ているのだから仕事を与えてくれるが、労基法違反になつては大変との事。暫らく話していると社長が出て来られた。早速来意を告げて日子の身上を懇願したところ「日子は中学に通い、余分の時間だけ工場に来て働いてくれてもよい。」

「日子の性格が確実なら、宅の女中代りに引取つて、宅から中学へ通はせてもよい。」

「日子の母親は工場の清掃婦として雇うことにしよう」と約束してくれた。

この日、初めて日子に会つた。小柄ではあるが、あの陰惨な家庭の子とは思へないほど明るく朗かで、いきいきと働いている。「前の工場で、夕飯もたべずに夜半の十時頃まで働かせられたことを思へば極楽のようだ。」「成績は良くないが学校へはゆきたい」と通学を半ばあきらめながらも、まだ未練を残しているようだつた。こうした不遇の児童の救はれる日の一日も早からんことを祈つて帰途についた。

(その三)

不就学の子供達を、又その雇用先を一軒々々訪ね歩いたのは、まだ紅葉には一寸早い頃であつた。色づき初めた田舎道を、自転車を押して尋ね訪れた村、その村の片隅にひっそりと住む子供達、健康な顔、つかれた顔、純真な顔、不ていな顔、幼ない顔、利口な顔、七十人にもなろうとするその顔々が、今もなお私の胸に憂いと悲しみをもたらしつつ去来する。

最後の調査を終つたのが去る二月四日であつた。この子供達の中の一人を完全に就学させるためには、あらゆる関係諸機関を動員し、あらゆる努力を傾注しなければならない懸念条件が山積していて、たつた一人の弱い女の説得だけでは解決出来ない問題が沢山あるように思はれる。

まず最初に感じた事は、その子供達の大半が未解放部落の子供達であつた事で、親の義務教育に対する無関心さ、子供自身の勉学に対する意欲のなさ、地域に於ける勤勞意欲のげしさ。

それと悪循環による肢体不自由児、虚弱児が圧倒的に多いのに驚かされた。難聴、弱視の子供達が何の手当をされるでもなく全く放置されている現状であつた。家族に病人がある場合もその大半は肺結核ではないかと思われた。やつと探し当てた本人が結婚を嫌つて家出した直後で父親に泣いて訴えられた事もあり、早婚の悪習のまだ残つている事実を知り全く面喰つたものである。

実際に生活を支えている子供は三割にも満たず、大半は地域の風習および習慣に従つていて、技能習得又はただ漫然と仕事をしている現状である。不当雇用及び長欠児の問題を解決しないかぎり部落の解放は空理空論にすぎないのではないかと思はれる。

苦しい生活につけ込み低賃金で雇用しようとする雇用主にも反省してもらいたいものであるけれど、年令を偽つてまで就職しなければならぬ貧乏というものも又多くの問題をはらんでいる。長期欠席の原因及び遠因に左の事項が挙げられる。

(一) 年少者に生活の責任がかかつてゐる場合

(a) 両親又は保護者が病弱又は死亡した場合

(b) 弟妹、家族が多く生活困難な場合

(c) 兄姉が結婚して別居し、弟妹に両親扶養の責任が転嫁された場合

以上の場合には地域の民生委員の協力によつてある程度解決出来るけれど、案外生活保護を受けねばならぬ家庭が放置されている現状であつて適切な保護が望ましい。

(d) 技能習得

地域の産業、主として家内工業と結びついて、殊に皮靴製品等の場合、三年間の中学生生活は職人として貴重な時期であり一寸でも早く収入を得たいという保護者の要望とからみあつて長欠の大きな原因になつてゐる。この場合義務教育の重大さをとき聞かせ地域の人々を啓蒙する必要がある。

(e) 住宅問題

子供達が成長するにつれて家が狭くなり勉学に対する意欲をなくし欠席日数を重ねてゆき、家でブラブラしてゐるのだつたら働かせてと、仕事場に行く様になる。

(f) 生活意欲が盛なこと

両親が働らく為には子供達を留守番または家事手伝、雑用等に使用してゐるうちに学習に対する意欲を子供自身がなくしてゆく。金を持つ事によつて社会の支配的な地位につけるといふ先入観が案外根強く滲透してゐること。

(g) 町村合併による中学の統合および教育費の問題

(h) 町村合併によつて中学が遠くなり自転車通学するための自転車購入の問題

(b) 町の中学へ登校、下校の際の道草、服装の問題、小遣等町の中学に行くためには金がかかりすぎる。

(c) 学力差がありすぎる。誰かしくて授業がちつとも面白くない。肢体不自由児はみんなから白い目で見られる。この場合進学生徒を対照とした現在の中学教育の在り方を検討してみる必要があることと、小学校の学校差、学級差をなくすることが望まれる。

(内) 地域の習慣および産業

(a) 義務教育は六カ年で充分だと云う考え方

(b) 近所の子供が皆学校をやめたから、うちのもやめさせて働かそうという考え方

(c) 鼻緒、草履、スリッパ、靴下の糸そろえ等、地域の産業の殆んどが家内工業的で子供でもすぐその仕事にた

ずさわれるという安易さ。そしてそれはすぐ現金になるという点。

(外) 劣性遺伝の悪循環

衛生思想、教育の不徹底等による悪性遺伝、衛生管理の不徹底等による肢体不自由児、身体傷害者、白痴等が案外多く、この子供が薄暗い家の中に住み、きこえにくい耳で、見えにくい目で仕事をつづけている。

(内) 例外として子供に働かせて左うちわ式の家庭が二件あった。

以上の様な原因が二つ又は三つと重なつて重苦しく児童にのしかかっている現状である。

「学校に行きなさいね、貴女はまだ義務教育を終えてないのだから」

「使用許可証がないと生徒は雇用出来ませんよ」と話し合いを進めながらも、この仕事を止めた明日からの子供達の生活を誰が保障するのか、学力の低いこの子供達が仕事を止めて学校に行く事が果して幸せなのだろうかと思

いを走せる時、この手達をどうにもしてやれない自分の非力がかなしくなるのである。たつた三人の中学生を相手に夜間授業を続けている日中学、「おぼさん明日からきつと夜間中学だけでもゆくわ」と約束してくれた女の子。

「すぐ許可証をもらいましょう」と約束してくれた雇用主、「うちは朝の早い仕事ですから昼の中学でも充分間に合います。本人にも行くよう奨めてみます」と約束してくれた雇用主、「私は行けないけれど弟達はきつと中学にやります」と涙して答えてくれたやさしい子等誇いた種の芽生えのきざしはあるものの、まぶたを閉ぢれば去来する童顔、悪質な雇用主の顔、話の途中で喀血した病める母親の顔に、私にとつて今度の調査は何物にもかえがたい貴重な体験であつたけれど、谷間にあるこの子達が明るい灯を見出し、幸福をうるのはいつの事であらうか。残された問題の余りにも大きいのに私の胸はいたむのである。

調査員の所見

京　　都

雇用主は本人を尋ねてきた人があれば、そつと本人を裏口から家に帰し、母が仮病を扮して本人が家事手伝いをしていくようにつくろつてゐる疑がある。その家を訪問してみると、児童はご飯炊きをしていた。母親はやはり病氣といつて出てこない。私の質問に対して本人は何の返答もなく辟于越しに母親が代つて返事をして本人には口を開かせない有様であつた。アフターケアの必要がある。

学校へ行きたくないことについて、その理由を尋ねたところ成績が悪く勉強が思うようにならないので嫌になつたらしい。学校へ行くより、働いて服などを買うお金を貰つた方がよいといつてゐる。親たちも教育には相当熱心なようであるが、長欠の原因については学校関係に何か問題があるのではないだろうか。

この子の親は三日にあげず雇用主のところへ五〇〇円とか三〇〇円を取りに来る由、生活貧困で月末に一カ月分をまとめて貰つて帰ることは一度もない。

児童福祉法第三〇条による同居届をおこなつてゐる。その届の強化が必要である。

「食うに困っているから使つてやつている」との考えで使用者は雇用しているが、使用許可もなく、他の届もルーズになつており、児童のためにも監督機関の指導を強力に行つてほしい。

父親は他所に女ができて家を出、その後母親は日雇に出ていたが、その仲間の男とねんころになり末子を連れて家出。結局家には老いた祖母と本人と弟の三人となり、祖母は目がみえず、生活保護を受けているものの兄弟は何も食べるものがなく生活に貧し栄養失調で困つていたところを現在の雇用主がみるにみかねて雇つたらしい。しかし、二人の収入では食べるだけが精一杯で本当に可哀想であるから雇用主も何らかの保護をしてほしいと申している。兄の方は学校は嫌いではなく、今からでも行けるのであれば通学したい希望が強い。このような境遇の子供たちに学校の先生が何らの相談や措置をしてくれたことがないと児童自身はいつていた。

この事業場に長欠して働いている児童が三人ほどいた。この辺は貧困な家庭が多く、その上学校が嫌いである。雇用主としては、学校から帰つてから手伝いのつもりで使っているらしいが、児童は午前中学校へ行つたふりをして午後から仕事に来るようである。また、学校へ行くように奨めても、全然行こうとしない。

長欠児童を使用するのは法律で許されていないことはわかつているが、近所のことでもあり、経営上からも子

供を使用する方が得なので使っている。

本人は学校を休んでいることは悪いことであると十分自覚しているので、自分を尋ねて来る人があればびつくりするらしい。もし、働いていることがわかれば通学することを強制され、会社をやめさせられはしないかと思っている。だから話している間もそわそわして面接したことは会社にいわないで欲しいといつていた。

「子供の義務教育だけは是非修了させてやりたいと思うが、かつて非常に生活が苦しい時にこの問題を民生委員に相談したところ、親が仲居をして働いているからと全然相手にしてくれなかった。私はその時から誰にも相談せずにやり抜こうと決心した。あの時に子供の教育について力を借りていたら子供を働かせずに済んだであろうに。」と親は訴えていた。

履歴書によると生年月日も偽り、すでに某中学校卒業と記入してあつた。本人に面会して聞いてみると確かに中学は卒業しました、間違いありませんと主張し、受持ちの教師の名まであげて押し通すので或は学校の誤りかとも思い中学校を訪れてみた。学校でその受持教師に会い再び確かめると間違いなく在籍しており、一年生の時から長期欠席していることが確認された。

本調査を実施したことによつて解雇されることがないという裏付けのない場合は児童は非常に不安であるらし

い。もし間違つて転落の道へ追いやることになつてはと調査することにもなかなか複雑な問題がつきまとい
る。

市の教育委員会から就学奨励金として月額四五〇円の支給を受けていたが、それでもなお、家計が苦しく遂に
就業せざるを得なくなつた。

この部落の人々は金儲けには大変熱心であるが、教育については誠に無関心な人が多い。児童も、その親たち
も、また使用者も無頓着で長欠不就学の児童が相当多くみうけられる。学校を長欠している児童の中でも、工場
や事業場へ働きに行かないものは一人で自転車に乗つて厩物質に出かけ、買い集めた厩を間屋に持つて行つて金
もうけをするといった状況で困つたことだ。中学生以上ぐらいの年令のもので厩物質をしているものが相当多
く、工場へなど働きに行つてゐるのは比較的眞面目な方である。

親も教育には無関心であり、学校に行くより少しでも金もうけをという部落の風習がうかがわれる。このよう
な考えの親の下では子供たちも金使いが荒く、自分でもうけて自分で使うという考えの子供も相当多い。従つ
て、欠席児童も増加する傾向である。また、このような子供と知りつつ使用する工場があるのは困つた問題であ
る。監督機関の取締りを厳にしてほしい。

小学校三年より引続いて長欠している。ものの考え方も幼稚なようで、長欠の動機は勉強嫌いであるらしい。労働時間が長く、また環境も良いとは思われない。

雇用主は児童が生年月日を偽つていたため長欠児童であることを知らなかった。中学校ではもつと早期に補導してほしい。何の配慮もされていない。

亡父に無理心中の道連れとして鉄棒でなぐられ、みにくい傷跡が残っている。それを友人より軽蔑されるので学校へ行くのが嫌になつた。

労働基準法では年令的に雇用できないことを熟知しているので賃金なども帳簿にはのせられず不明瞭なまま日影者として雇用されている。

兵 庫

全く親の無理解、小学校さえ卒業したら働きに出すのが当然のように思っている。収入は全部親が自由にとりあげている。これは小学校卒業と同時に手を打つべきだ。そしてこの地方の生徒は友だち同士が誘い合つて就職をしているのが目立つ。

学校へ行くより職を身につけることが大切であるというような觀念が強いように思われる。子供同志が話合つて、ニカラ屋に行つたり、マツチ工場へ働きに行つたりしているのがみられる。

学校教育と家庭との結びつきを緊密にして、もつと義務教育の認識を高めなければならない。この地方は学校に対する世評があまりよくない。

工場で労働者としての届出は母親の名前となつてゐる。子供の賃金は表面上では支払われず、母親の補助としてきてゐると偽つてゐる雇用主がある。

未解放部落の子供は他の部落へ働きに行くことは許されない。家庭の食しさからすべてこの子供たちに生活苦をしわ寄せしている。これは日本の社会問題として解決してゆかねばならない問題である。この地方は家内産業としての靴下企業が多く、二、三人の労働者を使用する零細企業である。

奈 良

この村は同和部落である。村全体が教育等について考えていない。学校など出なくても身近に仕事があると思つてゐる。

学校に行かないで働いてゐることが少しも恥しくなく不思議にも思つてゐない。兄弟そろつて義務教育を終え

ていない。この地方には、自家の仕事に携つているものが多くあり、兄や姉の働いているところへ弟妹も行つて働き、また、友人をそこへ紹介するといったケースが多い。

この地域全体のものの考えが、小学校さえ出ればどこかへ働きに出るのが当然というようで少しも罪惡視してない。

縁をとると別居する習慣がある。親が老いておればその生活は二〇歳以下の幼い子供に負わされ、子供もまたその責任を感じて自ら働きにゆくのである。

部落内での有力な人で長欠児絶滅に努力する人がいなければ、このような時々の調査などではとても解決できない。この村では靴職見習に奉公しているものが多く、地域全体に教育が対する觀念がうすい。

家内工業がとて盛んで子供にもできる仕事が生近にある。兄たちの結婚により生計の責任が幼い弟妹たちにもかかる傾向にある。

この土地の人は非常に早婚で、結婚するまでに一人前の生活技術を身につける必要に迫られている。

年令を偽つて就職を依頼したり、あつ旋する親や仲介者があるのに驚かされた。

x x x

地域の習慣として、あまりできない子は学校をやめさせて就業させる傾向がある。この児童も、その例に洩れず技能習得の意味で就職した。家庭状況はそんなに悪くは思われず保護者等の大人に対して義務教育に関する啓蒙が痛感される。

x x x

近親結婚による悪質遺伝の傾向が多くみられ、学力の低い子や知能の劣る子供たちの指導方法を考えねばならない。みんなについて行けない学力であることが長欠児童自身の問題として残されている。この解決策として、特殊学校の設置等が考慮される必要がある。

x x x

週一回木曜の夜学に二十人位来ている。半分は男子である。長欠のことを中学の先生に相談したら夜学に来たらよいと言われたので毎回かかさず通っている。この児童は最近皆勤賞を貰ったので今後夜学だけは休まず続けたいといっている。

x x x

一見すると、二四、五歳にみえる。同じような年令の連中と映画の話をしたり、流行歌手の噂をしていると学校へなど馬鹿らしくて行けないだろう。このようになるまでに長欠児童の対策はたてられなければならない。生

活狀態も中程度であり、充分に学校へやれるはず。この地域は繁華街に近い関係もあり長欠児童、ことに女の子は非常にませて、おとなっぽくなっている。

ハナオの製造業が盛んで、親も子もみんなでその仕事に従事している。仕事の性質上労働時間は確定せず夜おそくまで働くことが多い。六年生のころは主として留守番をしていたが、中学になつてからはハナオの前緒を習い、今は芯入れをやっている。身体障害者でありこのままで仕事を続けて行つた方が本人のためによいのではないか。

和歌山

父も兄もなく、生活扶助を打ち切られてから、貧困のためと母の無理解から、長欠して働かざるを得なくなつた児童。そして、学問より技能習得の道を選び立ち上ろうとしている児童、何れも、家庭環境が大きな影響を及ぼしている。

雇用主は、長欠児童であることを知っており、長期雇用の形をとらず、ちよこちよこ雇入れするという方法をと

つていらしい。賃金は極めて低く、昼食は支給されているものの往復の電車賃を差引くと家へ持ち帰るのは五、六〇円の時もあるといつてゐる。

x

x

x

この事業場は婦人の長時間労働で問題を起したところであり、長欠児童であることは一向おかまいなしでこの児童にもやはり長時間労働を強いている。学校へも行かれず酷使されている児童が可哀想でならない。

(昭和32年5月31日現在)

人：張

B. 服用勞働長欠生徒 (*)

(注意) 奥面の「記入手引」をよく読んで間違いのないよう記入して下さい。

A. 概 況

- 昭和32年5月31日現在において、30日以上継続して欠席している者の数を、膨張率は記入すること。

この場合の膨張率は、5月31日現在について記入すること。

- B. 雇用労働長欠生徒側の記入にあたり、この調査表が2枚以上におよぶときは、A. 概況欄はそのうちの1枚に記入して、これが第一面になるようにつづること。

- 「事業所勤務」とは、建築物等の施設のある営業所、事務所、工場、商店等（自家を除く）に雇用されているものをいう。

- 「事業所外就労」とは、他の個人家庭における営業または家事に使用されている者をいう。たとえば他家の女中、子守、農作業手伝等である。女中、子守でも旅館、料理店等の事業所に働く場合は「事業所勤務」である。

- 「家業(事)従事」とは、自己の家庭における家業または家事に従事している者をいう。自己の家庭が商店のような自営業者である場合は、「事業所勤務」でなく「家業(事)従事」である。

B. 雇用労働長欠生徒

- A 概況欄に記入された雇用労働（「事業所勤務」および「事業所外就労」）長欠生徒について記入する。
なお、不明の項目については家庭訪問等適宜の方法で調査して記入すること。

- 「性別」は、男か女かのいずれかを○で囲む。

- 「籍地」は、その生徒との関係を父、姉、おじのように記入する。

- 「職業」は、日雇、農漁、工員、大工、漁夫、会社員のように記入する。

- 「生活程度」は、家庭の生活程度を富裕(上)、普通(中)、貧困(下)に大別して、上か、中か、下かを○でかこむ。

- 「生活保護法の扶助の有無」は、生活保護法の適用によつて、現に、生活扶助または教育扶助を受けているか、それ

- ぞれについて、ありか、なしかのいずれかを○でかこむ。

- 「進捗」は、イ、事業所勤務か、ロ、事業所外就労か、そのイか、ロのいずれかを○でかこむ。

- 「備考」は、その生徒の長欠実状および家庭の生活状況等に関する参考事項を記入する。

様式 (2)

就業先調査票

調査年月日 (昭和 年 月 日)
調査者の職・氏名 (職 氏名)

(転記事項)

1. 本人	
氏名 ()	
生年月日 (昭和 年 月 日)	性別 (男・女)
在籍学年 (第 学年)	
2. 保護者	
氏名 ()	続柄 () 職業 ()
住所 ()	
生活程度 (上・中・下)	
生活保護法の扶助の有無	
生活扶助 (あり・なし)	教育扶助 (あり・なし)
3. 就業先	
所在地 ()	
名称 (雇用主氏名) (名称)	雇用主氏名 ()
4. 備考 ()	

一 記入手引一

○調査者の「職」は、この就業先調査を担当した者が
婦人少年監獄員か、婦人少年室協助力員か、労働基準
監督署職員かにより、それぞれ室、協助力員、監督署
と記入する。なお、臨時調査員の場合は、臨時と記
入する。

○転記事項欄には、様式(1)長期欠席生徒状況調査表の
B、雇用労働長女生徒欄の記載事項を書き写すこ
と。

(調査事項)

1 雇用主について

1. 業 種 ()

2. 労働者数 (計 人 男 人 女 人)

3. 使用許可

(本人に因して) (受けている 受けていない)

4. 労働契約期間 あり (月)
なし

5. 前 借 金

あ り

イ、金 額 (円)

ロ、時 間 (就業前 就業後)

ハ、相手方 (本人 保護者 就業中の人)
(その他)

ニ、使途目的 (家族生活費 家族給養費 家族冠婚葬祭費)
(就業生活費 その他)

○就業先調査の現地によって、前項の記述事項欄の記載に誤謬もしくは、誤りがあつたら訂正すること。

○調査事項の記載は、雇用主および本人から聴取し、これを簡単に明りよう記入すること。

1. 業種は、旅館、料理飲食店、理容店、食料品店、牛乳店、農業、紡織業、機械製造業等具体的に記入する。

2. 労働者数は、調査時現在の数 (本人を含む) を記入する。

3. 使用許可は、本人に因して、事業主が監督者の許可を受けて使用しているかどうか、いずれかを ○ でかこむ。

4. 労働契約期間は、本人の就業に因して、その期間を約束してあるかどうか、いずれかを ○ でかこむ。

(あり)の場合は、その期間を6月、2年のように記入する。

5. 前借金は、本人が労働することを条件として貸した金銭があるかどうか、あり、なしのいずれかを ○ でかこむ。

(あり)の場合は、さらに次の記入を行う。

イ、金額 (いくらか)

ロ、時間 (本人が就業する前か、就業後か、いずれかを ○ でかこむ。

ハ、相手方 (雇用主が直接貸した相手は誰か、該当のものを ○ でかこむ。その他は、説明をつける。)

ニ、使途目的 (その使い途について、雇用主がわかる範囲で該当のものを ○ でかこむ。その他は、説明をつける。)

Ⅱ 本人について

1. 家族

父 ☐ あり 母 ☐ あり
 兄 ☐ あり 姉 ☐ あり
 弟 ☐ あり 妹 ☐ あり

本人 (同居) 別居

2. 欠席期間 (年 月)

3. 長欠就業の理由

(貧困 (口べらし) 家庭補助 (保護者無理所)
 (授業料得 (学校が嫌い))
 (その他 ())

4. 業務内容

イ、内 容 ()

ロ、就業期間 (年 月)

ハ、危険有害性 ☐ あり ☐ なし

5. 業務災害

1. 家族は、それぞれ有無 (いすれかを ☐ こゝに ☐ なし) ないしは人数を記入する。なお、養育の場合は、その養親およびその血縁について記入する。

本人については、保護者と同居か、別居か、いすれかを ☐ でかこむ。

2. 欠席期間は、学校に行かなくなつてから現在まで連続したのくらしい次第で記入する。その期間を記入する。

3. 長欠就業の理由は、なぜ長欠して就業しているか、その理由について該当のものを ☐ でかこむ。その他は、説明をつける。なお、理由が2つ以上あるときは、最もおちな理由の1つだけを ☐ でかこむ。

4. 業務内容は、次によつて記入する。

イ、内 容 (本人の現在の仕事の内容について具体的に記入する。)

ロ、就業期間 (現在の仕事にどのくらいの期間働いているか、その期間を記入する。)

ハ、危険有害性 (その仕事が発端によつて危険であるとか、身体上有害であるとかその有無を判断して、あり、なしのいずれかを ☐ でかこむ。)

(あり) の場合は、その状況を記入する。)

5. 業務災害は、本人が現在の職場において、仕事の上で災害をこうむつたことがあるかどうか、あり、なしのいずれかを ☐ でかこむ。(あり) の場合は次の記入を行う。

あり
 1、内 容 ()
 2、費用負担
 (雇用主負担 本人(家庭)負担 両者負担)
 (その他の)
 なし

6. 貸金等

イ、内 容 (月平均)

形態 内容	金銭のみ	金 貨 金 貨と現物給付のみ	小づかい 小づかいと現物給付のみ	現物給 現物給のみ
金額				
現品 物 目				
食 事	{なし}	{なし}	{なし}	{なし}

ロ、方 法 本人 保護者 その他 ()

ハ、家計繰入

{あり} (月平均) (円)
 {なし}

イ、内 容 (その状況と程度を記入する。)
 2、費用負担 (その前導費を誰が負担したか、該
 当のものを○でかこみ、その他は、説明をつ
 ける。)

6. 貸金等は、次により記入を行う。

イ、内 容 (毎月きまつて支給される貸金等につ
いて、1ヵ月平均の内容を該当の

形態別に記入する。
 1、金貨、小づかい貨 (金貨給付
 がわずかの小づかい貨程度の場合)
 は手取り額を記入する。
 食事は、食事付か否かについて、そ
 れぞれあり、なしのいずれかを○
 でかこむ。)

ロ、方 法 (雇用主から直接貸金事を受け取る
のは誰か、該当のものを○でかこ
む。その他は、説明をつける。)ハ、家計繰入 (本人がその貸金等の全部又は一部
を家計に繰り入れているか(別居の
場合は送金しているか)どうか、あ
りなしのいずれかを○でかこむ。
(あり)の場合は、1ヵ月平均の額を
記入する。)

7. 労働時間

イ、拘束時間

始業 午前 時 分 ～ 終業 午前 時 分
午後 時 分

ロ、実働時間 (1日 時間)

8. 休日 (1月 回)

9. 健康状態 (頑 健 普 通 虚 弱)

10. 仕事の上でつらいこと ()

11. その他生活上のつらいこと ()

12. 将来について ()

・仕事をやめて学校に行きたい ()

・行きたくない (理由 ())

・その他 ()

Ⅲ 調査者所見

Ⅳ 集団長欠就業の地域的慣行 () 状況 ()

就業地域 ()

7. 実働時間は次によって記入を行う。

イ、拘束時間 (普段の日には、何時から何時まで仕事をするか、その時刻を記入する。)

ロ、実働時間 (1日平均の実労働時間を記入する。)

8. 休日は、1月に何回あるかを記入する。

週休の場合は月4回と記入する。

9. 健康状態は、それぞれ該当のものを○でかき込む。

10. 仕事の上でつらいことは、本人が仕事の上でつらいと思つてゐることを卒直に話させて、これを簡単に箇条書きする。

11. その他生活上のつらいことは、仕事以外に家庭生活でつらい(保護者の愚痴など)と思つてゐることを卒直に話させて、これを簡単に箇条書きする。

12. 将来については、それぞれ該当するものを○でかき込む。

(行きたくない) の場合は、その理由を記入する。

その他は、説明をつける。

○調査者所見は、この就業先調査を担当した者が、本人の長欠就業に関して、とくに感じたことを簡明に記入すること。

○集団長欠就業の地域的慣行は、調査者が、この調査にあたり、長欠生徒が集団的に就業していることを発見した時は、その地域およびその状況を記入すること。

(措置事項)

(行政機関名)

(措置状況)

○措置事項欄には、調査対象または調査先において、関係行政機関がとつた措置の状況を簡明に記載すること。

(附第1表)

府 県	在籍児童 数 (31.5.1現在)	欠 席 児 童 数		1 年		2 年		3 年		欠席率
		計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	
全 国	5,745,727	129,285,614	669,645,615	38,192,183,345	19,847	43,597,216,606	21,991	47,406,241,718	22,778	2.25
滋 賀	55,304	1,026	461	359	161	365	152	302	148	1.86
京 都	114,372	2,676	1,191	776	306	902	400	998	485	2.34
大 阪	264,250	11,581	5,193	3,103	1,316	3,862	1,716	4,616	2,161	4.38
兵 庫	217,892	4,531	2,111	1,241	565	1,531	707	1,739	839	2.08
和 歌 山	46,062	2,013	933	536	240	697	329	810	364	4.44
	61,859	1,776	783	526	224	583	257	665	302	2.74

資料出所 長期欠席児童生徒調査——文部省

欠 席 率 の 推 移

(中学校)

(附第2表)

府 県	27 年			28 年			29 年			30 年			31 年		
	總 数	欠席者数	率	總 数	欠席者数	率	總 数	欠席者数	率	總 数	欠席者数	率	總 数	欠席者数	率
全 国	4,838,482	181,779	3.76	4,980,339	157,876	3.17	5,438,840	154,535	2.84	5,667,651	145,823	2.57	5,745,727	129,285	2.25
滋 賀	49,421	2,022	4.09	49,429	1,520	3.08	53,054	1,392	2.62	55,597	1,435	2.40	55,304	1,026	1.86
京 都	91,609	4,160	4.54	95,104	3,660	3.85	105,557	3,222	3.05	112,760	3,034	2.69	114,372	2,676	2.34
大 阪	189,161	13,653	7.22	205,888	12,914	6.27	241,204	14,210	5.89	257,680	12,790	4.96	264,250	11,581	4.38
兵 庫	170,674	6,851	4.01	174,946	5,614	3.21	197,971	5,545	2.80	212,068	5,453	2.57	217,892	4,531	2.08
和 歌 山	42,002	2,621	6.24	42,806	2,527	3.90	46,768	2,449	5.34	47,277	2,466	5.22	46,062	2,013	4.44
鳥 取	58,180	2,746	4.72	58,516	2,694	4.60	62,755	2,417	3.85	65,071	2,557	3.47	64,859	1,776	2.74

資料出所 長期欠席児童生徒調査——文部省

欠 席 事 由

(中学校)

(附表3表)

欠 席 事 由	実 数		比 率	
	計	男	女	計
総 計	129,285	64,669	64,616	100.0
本人によるもの	56,018	31,399	24,619	43.4
本人の病気異常	28,982	14,190	14,792	22.4
勉強が嫌い	20,638	13,749	6,889	15.9
学校が嫌い	1,811	959	852	1.5
友人とこいじめられる	404	218	156	0.3
学用品がない	468	239	229	0.4
衣服や履物がいない	478	236	242	0.4
その他	3,237	1,778	1,459	2.5
計	73,267	38,270	39,997	56.6
家庭によるもの	35,352	16,653	18,699	27.4
家庭の無理解	16,270	7,847	8,423	12.6
家計の全部又は一部を負担させねばならぬ	9,284	4,030	5,254	7.2
教育費が出せない	5,306	1,695	3,611	4.1
家庭の疾病異常	655	243	412	0.5
家庭の災害	6,400	2,802	3,598	4.8
その他				
計				
総 計				
本人によるもの				
本人の病気異常				
勉強が嫌い				
学校が嫌い				
友人とこいじめられる				
学用品がない				
衣服や履物がいない				
その他				
家庭によるもの				
家庭の無理解				
家計の全部又は一部を負担させねばならぬ				
教育費が出せない				
家庭の疾病異常				
家庭の災害				
その他				

年 度	本人によるもの											
	本人異常		勉強ざらい		友人にいわめられる		学用品がない		衣服や履物がない		字が読めない	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
27年度	16.5	17.4	21.2	9.9	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	1.4	1.1
28 *	17.1	18.3	21.6	10.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	1.3	1.1
29 *	18.0	19.3	22.6	11.0	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	1.4	1.1
30 *	19.4	20.5	21.5	10.3	0.4	0.2	0.4	0.4	0.3	0.4	1.6	1.4
家庭によるもの												
年 度	その他		家庭の無理解		家庭の災害		家族の疾病異常		教育費が出せない		家計の全部又は一部負担	
	その他		家庭の無理解		家庭の災害		家族の疾病異常		教育費が出せない		家計の全部又は一部負担	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
27年度	2.1	26.6	30.5	0.4	0.5	2.7	5.7	5.6	7.7	15.8	15.1	6.4
28 *	1.8	27.7	31.5	0.5	0.7	3.1	6.4	5.2	7.1	14.3	13.4	6.3
29 *	2.0	26.3	30.1	0.4	0.6	2.9	6.1	5.4	7.2	13.4	12.8	6.4
30 *	2.1	26.1	29.1	0.6	0.8	2.7	5.8	7.4	9.2	13.1	14.0	4.1
その他												

資料出所——文部省 長期欠席児童生徒調査

欠席事由別長期欠席児童数

(中学校)

(附第5表)

欠席事由	計	男	女	用 途				家業(事)従事				病 氣				そ の 他			
				事業所勤務		事業所外就労		計		男		計		男		計		男	
				計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男
計	9,492	3,823	5,669	1,546	616	930	463	164	299	3,860	1,359	2,507	1,429	629	800	2,194	1,061	1,133	23
滋賀都府	237	84	153	14	6	8	14	1	13	113	34	79	54	24	30	42	19	19	23
京都府	723	275	448	59	21	38	13	4	9	299	61	168	208	89	119	214	100	114	114
大阪府	5,319	2,092	3,227	1,067	410	657	221	88	133	2,136	712	1,424	661	283	378	1,234	599	635	635
兵庫県	1,553	676	877	171	89	82	80	27	53	535	198	237	294	130	164	473	232	241	241
奈良県	1,052	454	598	170	64	106	99	33	66	544	229	315	98	56	42	141	72	69	69
和歌山県	608	242	366	65	26	39	36	11	25	303	119	184	114	47	67	90	39	51	51
計	100.0	100.0	100.0	16.3	16.1	16.4	4.9	4.3	5.3	40.6	35.5	44.2	15.0	16.4	14.1	23.2	27.7	20.0	20.0
滋賀都府	100.0	—	—	5.9	—	—	5.9	—	—	47.7	—	—	22.8	—	—	17.7	—	—	—
京都府	100.0	—	—	8.2	—	—	1.8	—	—	31.7	—	—	28.7	—	—	29.6	—	—	—
大阪府	100.0	—	—	20.0	—	—	4.2	—	—	40.2	—	—	12.4	—	—	23.2	—	—	—
兵庫県	100.0	—	—	11.0	—	—	5.1	—	—	34.4	—	—	19.0	—	—	30.5	—	—	—
奈良県	100.0	—	—	16.1	—	—	9.4	—	—	51.7	—	—	9.3	—	—	13.4	—	—	—
和歌山県	100.0	—	—	10.7	—	—	5.9	—	—	50.0	—	—	18.7	—	—	14.7	—	—	—

比 率

(附第8表)

学年・性及び年令別児童数

年 令 学 年	計	12 才	13 才	14 才	15 才	16 才	17 才	比 率
計	計 711	12	126	250	258	54	11	100.0
	男 255	6	33	85	96	27	8	35.8
	女 456	6	93	165	162	27	3	64.2
一 年	計 126	12	64	29	15	5	1	17.7
	男 40	6	17	9	5	2	1	—
	女 86	6	47	20	10	3	—	—
二 年	計 266	—	62	137	48	16	3	37.4
	男 91	—	16	46	17	11	1	—
	女 175	—	46	91	31	5	2	—
三 年	計 219	—	—	84	195	33	7	44.9
	男 124	—	—	30	74	14	6	—
	女 195	—	—	54	121	19	1	—
比 率	計 100.0	1.7	17.7	35.2	36.3	7.6	1.5	—
	男 100.0	2.4	12.9	33.3	37.7	10.6	3.1	—
	女 100.0	1.3	20.4	36.2	35.6	5.9	0.6	—

(附第9表)

欠 陥 時 間

性 別	欠 陥 期 間		計		6ヵ月以下		～1年	～1年6ヵ月	～2年	～2年6ヵ月	～3年	3年を超え るもの	不 明
	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別	計
計	711				26		163	130	163	57	115	26	29
男	255				9		50	58	49	27	37	12	13
女	456				17		113	72	114	30	78	14	16
計	100.0				3.7		23.1	18.3	22.9	8.0	16.2	3.7	4.1
男	100.0				3.5		19.6	23.8	19.2	10.6	14.5	4.7	5.1
女	100.0				3.7		25.2	15.8	25.0	6.6	17.1	3.1	3.5

(附第10表)

保 護 者 の 経 済 と 職 業

職業	統 計		父		母		祖 父		母 親		兄 弟		叔 父		父 親 雇 用 主		比 率	
	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別
計	711		493		180		10		5		16		6		1		100.0	
農山漁会	59		48		6		3		—		2		—		—		8.3	
林 業	3		3		—		—		—		—		—		—		0.4	
社 会	18		16		1		—		—		—		1		—		2.5	
送 信	16		11		2		—		—		3		2		—		2.2	
自 営	127		82		39		—		—		4		—		—		17.9	
上 司	69		50		15		1		—		1		1		1		9.7	
商 務	14		11		1		1		—		1		—		—		2.0	
自 公 司	10		8		2		—		—		—		—		—		1.4	
職 業	5		5		—		—		—		—		—		—		0.7	
人 中	170		130		32		1		1		4		2		—		24.0	
職 業	56		46		9		—		—		1		—		—		7.9	
内 務	4		—		4		—		—		—		—		—		0.5	
測 量	3		1		2		—		—		—		—		—		0.4	
比 率	157		82		67		4		4		—		—		—		22.1	
比 率	100.0		69.5		25.3		1.4		0.7		2.2		0.8		0.1		—	

生活程度と生活保護

(附第11表)

生活程度 生活扶助	生活程度		中	下	比	率
	計	比				
実数	711	93	618	100.0		
比	100.0	18.0	82.0			
生活扶助あり	67	—	67	9.3		
教育扶助あり	40	—	40	5.6		

(附第12表)

養父の理由

理由 性別	計	貧困 (家庭補助)	親の無理解	技能習得	学校離れ	その他
計	711	417	72	21	192	9
男	255	139	25	16	72	3
女	456	278	47	5	120	6
計	100.0	58.7	10.1	3.0	27.0	1.2
男	100.0	54.5	9.8	6.3	28.2	1.2
女	100.0	61.0	10.3	1.1	26.3	1.3

事業規模と業種

(附第13表)

規 模		計	5人未満	5人 9人	10人 49人	50人 99人	100人 以上	不明	比率
業 種									
計		711	207	183	238	48	28	7	100.0
農業	農業	4	4	—	—	—	—	—	0.5
漁業	漁業	4	3	1	—	—	—	—	0.5
建設業	建設業	8	3	1	2	1	1	—	1.1
材料品製造業	材料品製造業	18	8	4	4	1	1	—	2.5
繊維工業	繊維工業	261	18	64	124	26	18	1	36.8
服装その他製品製造業	服装その他製品製造業	77	31	21	22	—	2	1	10.8
木材及び木製品製造業	木材及び木製品製造業	10	3	3	3	1	—	—	1.4
家具及び加工品製造業	家具及び加工品製造業	7	1	3	3	—	—	—	1.0
紙	紙	10	5	3	1	1	—	—	1.4
出版印刷	出版印刷	1	—	—	1	—	—	—	0.1
文字印刷	文字印刷	2	—	1	1	—	—	—	0.3
印刷製品製造業	印刷製品製造業	8	—	3	3	—	1	1	1.1
皮革	皮革	31	15	10	4	1	—	1	4.4
皮革製品製造業	皮革製品製造業	27	17	15	4	—	—	1	5.2
窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	22	4	4	8	4	2	—	3.1
窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	14	3	4	6	1	—	—	2.0
金属製品製造業	金属製品製造業	17	4	6	6	1	—	—	2.4
機械器具製造業	機械器具製造業	16	3	3	7	3	—	—	2.3
電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	4	2	—	2	—	—	—	0.5
輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	6	2	2	1	1	—	—	0.8
その他の非金属製品製造業	その他の非金属製品製造業	2	—	2	—	—	—	—	0.3
その他の非金属製品製造業	その他の非金属製品製造業	39	8	11	14	4	1	1	5.5
飲食料品小売業	飲食料品小売業	4	2	1	1	—	—	—	0.5
飲食料品小売業	飲食料品小売業	37	26	9	2	—	—	—	5.2
新製品の販売業	新製品の販売業	5	—	2	2	—	—	1	0.7
その他の販売業	その他の販売業	14	12	1	—	1	—	—	2.0
新製品の販売業	新製品の販売業	19	13	5	—	—	1	—	2.7
新製品の販売業	新製品の販売業	1	1	—	—	—	—	—	0.1
新製品の販売業	新製品の販売業	5	2	1	1	—	1	—	0.7
水陸対空輸送業	水陸対空輸送業	1	1	—	—	—	—	—	0.1
水陸対空輸送業	水陸対空輸送業	1	—	—	1	—	—	—	0.1
水陸対空輸送業	水陸対空輸送業	6	6	—	—	—	—	—	0.8
水陸対空輸送業	水陸対空輸送業	1	1	—	—	—	—	—	0.1
水陸対空輸送業	水陸対空輸送業	3	2	1	—	—	—	—	0.4
映画娯楽業	映画娯楽業	4	—	—	4	—	—	—	0.5
娯楽業	娯楽業	7	2	2	1	2	—	—	1.0
娯楽業	娯楽業	1	1	—	—	—	—	—	0.1
娯楽業	娯楽業	4	4	—	—	—	—	—	0.5
比率	比率	100.0	29.2	25.8	33.5	6.8	3.9	0.8	

注) 比率(%)は四捨五入の関係で総計は100.0(%)にならない。

就 業 期 間

(附録14表)

(1)

業 種	職 種	児童数	男	女	就 業 期 間						
					～3月	～6月	～1年	～1年6月	～2年	～2年6月	～3年
計		711	265	456	45	93	238	113	109	32	58
農 業	家事手	3	1	2	—	—	3	—	—	—	—
	子 守	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—
漁 業	子 守	4	4	—	—	1	—	1	1	—	1
	信 用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 工 事 業	用 中	2	2	—	—	1	—	2	—	—	—
	雌 女	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
大 工・左 官 業	見 習	3	3	—	—	—	1	1	1	—	—
	雌 女	1	1	1	—	1	1	—	—	—	—
築 造 業	用 中	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	雌 女	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
食 料 品 製 造 業	見 習	9	7	2	1	—	5	—	5	—	—
	雌 女	1	1	1	—	1	—	—	1	—	—
紡 績 業 (製糸、ねん糸、紡績)	工 員 遣 用 中	32	7	25	—	1	10	2	0	1	1
	雌 女	8	8	—	—	—	1	1	1	—	—

(附第14表)

(2)

業 種	職 種	性 別	児童数	男	女	就 業 期 間						
						3月~6月	6月~1年	1年6月~2年	2年6月~3年	3年を越え	不明	
相 子 製 造 業	補 助 工		1	—	1	—	1	—	—	—	—	—
繊維製身廻品製造業	縫 製 工		62	—	62	—	—	—	2	—	—	—
原 紡 製 造 業	補 助 工		263	8	202	—	3	61	4	71	3	1
タ オ ル 製 造 業	織管機縫女 糸巻縫	工 工 工 中	392	—	392	1	—	—	—	—	—	—
			111	—	111	—	—	—	—	—	—	—
その他の織絹品製造業	縫 製 工		10	2	8	—	5	2	1	—	—	—
製 材 ・ 木 工 業	補 助 工		73	21	52	1	1	41	—	11	—	1
家具及び装飾品製造業	補 助 工		513	111	22	—	1	112	—	1	—	—
紙製容器製造業	補 助 工		91	5	41	—	—	6	3	—	—	—
印 細 業	印 工		1	1	—	—	1	—	—	—	—	—
化 学 工 業	補 助 工		2	1	1	1	—	1	—	—	—	—

ゴム製品製造業	推進	工用	6	2	—	6	2	1	—	2	3	1	—	—	—	—	—	—	1								
皮革製品製造業 (靴を除く)	推進	工用	12	3	6	8	—	3	1	1	4	2	1	2	—	—	—	1									
皮革製品製造業	補助	工用 中守	11	2	—	—	—	3	—	—	4	2	1	2	—	—	—	1									
靴製造業	推進 女子	工用 中守	11	3	1	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1									
靴物製造業 (草履、スリッパ)	補助 子	工用 守	30	5	2	9	—	21	5	2	4	2	1	5	7	1	3	1	4	4	2	—	—	—	—	1	2
硝子製品製造業	補助 配	工用 建	8	6	1	6	4	2	2	1	—	—	1	—	6	1	1	2	1	2	—	—	—	—	1	—	1
瓦製造業	補助 磚	工用	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
石棉製品製造業	推進 見習	工用	4	1	—	1	1	3	—	—	2	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
鉄鋼業	補助・見習 工用	工用	8	1	5	8	1	2	—	3	1	—	—	1	3	4	1	—	—	—	—	—	2	—	1	—	—
金属製品製造業	補助・見習 工用	工用	13	4	—	12	1	1	8	1	8	1	2	—	5	3	1	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—
機械製造業	補助・見習 工用	工用	11	5	—	9	5	2	1	—	—	2	—	—	5	3	1	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—

(附第14表)

(3)

業 種	職 種	児童数	男	女	就 業 期 間						
					～3月	～6月	～1年	～2年	～3年	3年を越えるもの	不明
					1年6月	1年6月	2年6月	2年6月	3年		
電気機械器具製造業	見習工用	22	12	1	—	1	1	1	—	—	—
輸送用機械器具製造業	見習工用	15	15	—	—	2	1	1	—	—	—
レゾス製造業	レゾス工用	2	2	—	—	—	—	1	—	1	—
模造真珠製造業	模造及び模造工用	42	21	21	—	1	1	1	—	—	1
ワッヂ製造業	包製補助工	91	4	51	—	3	3	1	2	—	—
装身具・開通品製造業	補助・見習工用	101	31	7	—	3	51	1	—	1	—
その他の製造業	製補見女 造助工中	1722	12	522	—	—	12	—	—	—	—
卸売業	店用	11	1	1	—	—	—	—	—	—	—
屑卸業	用	2	2	—	—	1	1	—	—	—	—
	自営	1017	516	52	—	3	45	14	32	—	—

(附第14表)

(4)

業種	職種	児童数	男	女	就 業 期 間						3年を 超るもの	不明
					3月～6月	6月～1年	1年～6月	6月～2年	2年～6月	6月～3年		
修 理 業	製 女	11	1	1	—	1	—	1	—	—	—	—
映 画	切 符 製 売 用 中	13	3	1	—	—	—	1	1	1	—	—
芸 者 鑑 屋	芸 妓 見 習 中	21	—	2	—	—	1	—	1	—	—	—
娯 楽 業	店 員 サ ー ビ ス	22	1	1	—	—	2	—	—	—	—	—
病 院	看護婦 見 習	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—
一 般 家 庭 女		4	—	4	—	1	2	—	1	—	—	—

始 業 終 業 時 刻

(附第15表)

(1)

業 種	時 刻	始 業 時 刻												終 業 時 刻											
		見 察 数	午 以 前 5 時 前	2 時 前	3 時 前	4 時 前	午 過 き る 時 を の	交 差 の 時 刻	午 以 前 4 時 前	5 時 前	6 時 前	7 時 前	8 時 前	9 時 前	10 時 前	11 時 前	午 過 き る 時 を の								
計		711	10	28	176	354	60	18	47	18	42	259	149	102	41	16	17	10	9	1	47				
農 業		4	—	—	—	—	1	—	3	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3				
漁 業		4	2	1	—	—	—	—	1	—	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1				
建 設		8	1	1	—	5	1	—	—	—	1	4	1	—	1	1	—	—	—	—	2				
食 料		18	1	1	5	9	—	—	2	—	1	6	8	—	2	—	—	—	—	—	7				
紡 織		75	—	—	48	15	3	—	7	—	—	20	4	39	—	—	1	—	—	—	1				
織 品		126	1	9	51	43	4	—	1	16	—	49	29	23	4	—	—	—	—	—	1				
布 製		31	—	—	5	22	—	—	1	—	—	12	15	1	1	—	—	—	—	—	1				
リヤム製品製造業		7	—	—	2	5	—	—	—	—	2	4	1	1	1	—	—	—	—	—	—				
染色製品製造業		5	—	1	1	3	—	—	—	—	2	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—				
絹製品製造業		17	—	1	1	11	1	—	1	—	—	11	—	3	—	—	—	—	—	—	1				
その他の繊維品製造業		12	—	—	—	7	3	—	—	—	2	7	—	1	—	—	—	—	—	—	—				
衣服製造業		1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
靴製造業		8	—	—	1	7	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
縫製業		30	—	—	5	23	1	—	—	—	—	—	3	9	14	1	—	—	—	—	—				
その他の縫製品製造業		26	—	1	10	7	7	—	1	—	—	18	6	—	—	1	—	—	—	—	1				

[illegible]

(附欄18表)

資金内訳

(A) 食料支給のないもの

業 種	貸 金	貸 金 の 内 容										平均 貸金	現物給 与のみ とのみ 金付給	不 明		
		計	2 円	1,999 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円	7,999 円	8,000 円				9,999 円	10,000 円
計	586	566	10	17	30	101	134	92	84	38	23	13	244,923	2	3	15
農 業	2	2	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	2	2	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	19,500	—	—	—
建設 業	5	5	—	—	—	1	2	1	1	—	—	—	4,400	—	—	—
食料品製造業	8	6	—	—	1	—	1	2	2	—	—	—	4,833	—	1	1
機械 工 業	255	255	—	—	6	34	59	44	42	21	16	12	215,674	—	—	—
衣服その他身用品製造業	71	66	8	1	5	15	21	6	8	1	—	—	13,852	—	1	4
木材・木製品製造業	10	10	—	3	1	2	2	1	1	—	—	—	3,300	—	—	—
家具・装飾品製造業	7	7	—	—	—	3	2	2	—	—	—	—	4,114	—	—	—
紙製容器製造業	10	9	—	1	—	3	1	1	2	1	—	—	4,333	—	—	1
出版・印刷 業	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	6,000	—	—	—
化学工業 業	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
ゴム製品製造業	8	8	—	—	1	1	3	2	—	1	—	—	4,920	—	—	—

(附第18表)

四 食料支出のあるもの

1310

業種	買金	児童数	買金の分布										平均買金 千円	現物給付 率	現物給付 率と現 金併給	不明
			計	999 円	1,999 円	2,999 円	3,999 円	4,999 円	5,999 円	6,000 円～	平均買金 千円	現物給付 率				
農林	計	125	83	4	18	19	22	9	8	3	2,812	6	32	—	—	4
農林	養蚕業	2	2	—	2	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—
漁業	漁業	2	2	—	—	—	—	—	1	1	10,000	—	—	—	—	—
建設	建設	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—
食料品製造業	食料品製造業	10	6	—	1	1	2	1	1	—	3,083	—	4	—	—	—
繊維工業	繊維工業	6	3	—	—	2	—	—	—	1	3,667	1	2	—	—	—
衣服その他日用品製造業	衣服その他日用品製造業	6	4	—	1	1	1	1	—	—	2,500	—	2	—	—	—
皮革製品製造業	皮革製品製造業	7	5	1	2	1	1	—	—	—	1,700	—	1	—	—	1
鉄鋼業	鉄鋼業	2	2	—	1	1	—	—	—	—	2,000	—	—	—	—	—
金属製品製造業	金属製品製造業	3	2	—	—	1	—	—	—	1	4,250	1	—	—	—	—
機械製造業	機械製造業	4	4	—	1	1	1	—	1	—	2,875	—	—	—	—	—
その他の製造業	その他の製造業	5	4	1	—	—	2	—	1	—	3,000	—	1	—	—	—
卸売	卸売	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—

食料品	小売	菜業	22	17	1	3	2	5	4	2	—	2,953	—	5	—
問	販	菜店	2	10	—	1	3	5	—	1	—	2,081	—	2	—
の	の	業	11	—	—	2	—	—	—	—	—	2,600	2	6	1
理	飲	業	19	10	—	1	3	3	1	1	—	1,500	—	—	—
金	融	業	1	1	1	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—
水	運	館	1	1	—	—	1	1	—	—	—	3,000	—	—	1
旅	サ	業	1	1	—	2	1	—	2	—	—	2,560	—	—	—
対	ー	業	6	5	—	—	—	—	—	—	—	2,800	—	—	—
遊	ビ	業	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
修	ス	業	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—
横	装	業	2	—	—	—	—	—	—	—	—	3,000	—	—	—
酒	理	業	3	1	—	—	—	1	—	—	—	2,000	—	2	—
一	家	庭	4	2	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2	—

職 種 別 賃 金

(附第19表)

(食料支給のないもの)

職 種	賃 金	児童数										平均賃金
		1,999 円	2,999 円	3,999 円	4,999 円	5,999 円	6,999 円	7,999 円	8,999 円	9,999 円	10,000 円	
縫 通	工	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—	3,750
リ ソ	工	37	—	—	1	3	2	5	10	7	8	7,957
糸 紡	工	8	—	—	—	1	3	—	—	—	—	5,539
糸 販	工	8	—	—	1	4	3	—	—	—	—	4,475
糸 販	工	9	—	—	2	5	1	—	—	—	—	4,611
カ ー	工	73	—	1	11	25	14	2	2	—	1	4,871
カ ー	工	9	—	—	—	—	1	4	1	1	1	7,533
織 絹	工	52	—	3	3	11	7	6	3	1	5	5,946
織 絹	工	8	—	—	—	—	—	2	—	—	—	9,222
織 絹	工	85	—	4	15	24	19	4	1	—	—	4,338
織 絹	工	7	—	2	—	—	11	—	—	—	—	3,851
織 絹	工	4	—	1	—	2	—	—	—	—	—	3,125
織 絹	工	17	—	3	5	3	—	—	—	—	—	2,482

(注) 「女中」の賃金は食料付の賃金額である。

(附第20表)

家 計 編 入 額

賃金収入額	繰入額		児童数														計
	～999円	～1,999円	～2,999円	～3,999円	～4,999円	～5,999円	～6,999円	～7,999円	～8,999円	～9,999円	10,000円～	部不明					
計	609	18	37	68	152	109	75	69	28	19	11	17	6				
～ 999円	7 ¹	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
～ 1,000円	27	7 ¹¹	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1				
～ 2,999円	39	3	7 ²¹	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
～ 3,999円	123	1	9	25 ⁴⁹	88	—	—	—	—	—	—	—	—				
～ 4,999円	138	—	1	11	48 ⁴¹	77	—	—	—	—	—	—	1				
～ 5,999円	92	—	—	3	12	23 ¹⁷	52	—	—	—	—	—	2				
～ 6,999円	86	—	1	—	3	8	17 ⁴⁵	56	—	—	—	—	1				
～ 7,999円	36	—	—	—	1	1	3	12 ¹⁵	20	—	—	—	1				
～ 8,999円	21	—	—	—	—	—	1	1	6 ⁴¹	13	—	—	—				
～ 9,999円	13	—	—	—	—	—	1	—	2	2 ⁵	8	—	—				
10,000円～	25	—	—	—	—	—	1	—	—	4	3 ¹⁷	17	—				

(注) 左側の数字は収入額全額を家計へ編入される者の数を示す。

就 学 希 望 の 有 無

(附録21表)

性 別	実 数					比 率				
	計	あ	り	な	し	計	あ	り	な	し
計	711	215	432	64	100.0	30.3	60.7	9.0		
男	255	70	160	25	100.0	27.4	62.8	9.8		
女	456	145	272	39	100.0	31.8	59.6	8.6		

昭和三十三年八月二十五日印刷
昭和三十三年九月一日発行

(不許複製)

年少者の不当雇用

調査報告 (近畿編)

編集者

東京都千代田区大手町一ノ七

労働省婦人少年局

印刷者

石崎武治

印刷所

東京都中央区入船町二ノ三

中和印刷株式会社

